

2010年 人権レポート：エチオピア

民主主義、人権及び労働局

2010 人権施策に関する国別報告

2011年4月8日

エチオピアは、首相のメレス・ゼナウィ（Meles Zenawi）及びエチオピア人民革命民主戦線（EPRDF）率いる連邦共和国である。人口は8,200万と推定されている。5月の国政選挙では、エチオピア人民革命民主戦線及びその加盟の党は、547議席の内545議席を獲得し、4度目の5年任期の政権与党となった。同時に行われた地方議会の選挙でも、エチオピア人民革命民主戦線及びその加盟者は、1,904議席の内1,903議席を獲得した。2008年に行われた地方選挙及び補欠選挙でも、エチオピア人民革命民主戦線及びその加盟者は、野党が選挙の管理不備を訴え、投票を棄権した後、340万の激戦が展開される議席の内4議席を除く全てを獲得したのであった。5月の国政選挙では、表向きで21%を得票した野党が90存在するが、エチオピア人民革命民主戦線及びその加盟者は、過半数を制すれば全票が獲得できる選挙制度で、全てのレベルで全議席の99%以上を獲得したのであった。その選挙の監視を許された国際公務員も、投票の技術的な面が適切に運営されていたと結論づけた者は相対的に少なく、また選挙前も自由で公正な選挙を誘導するような環境はなかったと指摘する者もいた。2005年の国政選挙以降に施行された幾つかの法律、規則及び手続きは、選挙の過程でエチオピア人民革命民主戦線が有利になるように作られた。政党は民族優先で組み立てられ、野党は分裂したままであった。地方の民兵を含む政府軍隊とオガデン民族解放戦線（ONLF）が争っていた年は、ソマリ地域で展開された民族に根ざす暴力的な謀反の動きも、結果として全ての政党が人権侵害を主張し続けることとなった。治安部隊は概ね文民当局に報告したが、治安部隊、特に特別警察及び地方の民兵は、シビリアン・コントロールから独立して行動した例があった。

当年（2010年、以下同じ）中に人権侵害が報告されており、その中には違法な殺人、拷問、鞭打ち、拘留者及び野党支持者に対する虐待が治安部隊、特に特別警察及び地方の民兵によって行われているが、多くの報告例によれば、彼らの攻撃的又は暴力的な行動は明らかに免責されていた。劣悪な刑務所環境、特に野党の支持者と疑われる者や党員又は反対勢力に対する恣意的な逮捕及び拘留、令状のない拘留及び裁判前の長期にわたる拘留、違法な搜索を含む市民のプライバシー権への侵害、反乱抑止作戦における保安当局による過剰な実行使、表現及び報道の自由に対する制限、ジャーナリストに対する逮捕及び嫌がらせ、集会及び結社の自由に対する制限、移動の自由に対する制限、選挙期間中の政権与党による威喝、脅迫及び暴力、警察、行政及び司法の汚職、人権機関で働く者に対する嫌がらせ、女性に対する暴力、差別及び子供に対する虐待、女性性器の切除（FGM）、子供に対する性的又は経済的搾取、人身売買、身体障害者及び少数派宗教、少数民族に対する差別、強制労働及び児童労働、政府の労働組合運動への干渉などである。

人権の尊重

第1節： . 個人としての完全性の尊重，以下の不利益からの自由：

a. 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

政府及び政府機関が、当年中（2010年）、政治的動機により殺害行為を行ったことを裏付ける証拠はない。しかしながら、信ぴょう性のある報告によれば、ソマリ地域（第1.g節参照）での戦闘における市民に対する殺害・虐待、野党の活動家の死亡（第3節 参照）に治安部隊が関与していたとのことである。

（2010年）1月には、オロミア州西アルシ(Western Arsi zone)にあるアルデイタ(Ardayta)大学での大学紛争の際、警察は武器を所持していない学生2人に発砲し、うち1人が死亡した。政府は、学生と大学側の積年の争いであったものを大学の学部長が、警察に支援を求めたものであるとして、大学における介入行為を認めた。発砲事件の後、警察は二人の警察幹部(senior officer)を不適切な命令をしたとして、停職処分とし、警察官1名は起訴され、過剰な実力行使による殺人として有罪となり、懲役刑を言い渡された。

（2010年）6月には、アジスアベバの警察が、17歳のベサフェカド・タメネ(Besufekad Tamene)を殴り死亡させたとの新聞報道があった。政府が確認したところでは、警察官であったギルマ・マコネン(Girma Makonnen)及びビルハヌ・ジュラ(Birhanu Julia)は、勤務中に、孫が家で騒動を起こしたとのイウエブネッシュ・ヘイルマリアム(Yewbnesch Hailemariam)の通報により現場に赴いた。2人は棍棒で（ベサフェカドの）頭部、頸部、及び胸部を叩いたとされている。ベサファカドは、6月4日に傷が原因で死亡した。警察官は、6月5日殺人で逮捕されたが、その事件は、2010年末次点では処理されていない。

2009年5月の政府報道によれば、グエ(Gue)の治安責任者タマエ・タデッセ(Tamene Tadesse)は、2007年にオロミア州のグエで二人の学生を射殺したとして過剰な武力行使の罪で15年の懲役刑を宣告された。

2009年1月にデバス・イェングジ・メンゲッシャ(Debasu Yengusie Mengesha)とゴベツ・ウドゥ(Gobeze Wudu)の二人がバーを出た時に射殺された事件で、関与した警察官に対し政府は対処をしなかった。

2009年2月に警察官がデモ参加者の19歳の学生Wendimu Damenaに発砲し、殺害した事件、また同じデモ中に警察官が20歳のビレイ・モツマ(Wendimu Damena)に発砲し傷を負わせた事件については、進展がなかった。

次の2008年の事件については進展がなかった。ゼバ・ケベレ((Zeba kebele) (アムハラ地域の東ゴジヤム地帯(East Gojam zone)のデジェン・ウォレダ(Dejen woreda))の地方警察及び民兵により3人の兄弟、

イエイエ・イラード・アセファ (Yayeh Yirad Assefa)、ネグス・アセファ (Negusu Assefa) 及びテメスゲン・アセファ (Temesgen Assefa) が殺害された事件、野党全エチオピア統一党 (AEUP) の支持者のアシュレウ・タイエ (Aschalew Taye) が殺害された事件、及び数回の爆撃 (アムハラ州フメラ (Humera) 地区のバス及び学校での事件、オロミア州でのネゲレ・ボレーナ (Negele Borena) にある二箇所のホテル、及びジジガホテル (Jijiga Hotel) への爆撃) である。

2009年4月にアフール地方 (Afar region) のダカイル陥没地 (Danakil Depression area) の地雷爆発事件については進展がなかった、この事件では2人が死亡し、2人が負傷している。政府は、South Red Sea Rebel Liberation Front による犯行であると主張した。

2009年12月にソマリ州のケブリ・デハル (Kebri Dehar) において発生した、客で混雑するカフェに手榴弾が二つ投げ込まれ、女性1人が死亡、9人が負傷した事件については、進展がなかった。政府は、反逆者 ONLF を支持する4人のエリトリア人による犯行であると主張した。

(2010年) 5月6日、オロミア地方でオロミア人民民主組織 (OPDO) の政治集会に手榴弾が投げ込まれ、二人が死傷し、14人が怪我をした。政府のスポークスマンのシメレス・ケマル (Shimeles Kemal) は、その事件は難を逃れた同地方の副大統領アブドゥラジズ・モハメッド (Abdulaziz Mohammed) を殺害する意図で実施されたと説明した。警察当局は、複数の容疑者を逮捕したが、そのうちの一人 Tedesse Haile に対しては、事件後一週間も経たずして裁判が実施され死刑を宣告された。

2008年及び2009年にかけて起こった民族間の衝突は、何百人もの死傷者を生んだ (第6節参照)

失踪

政治的動機に基づく失踪については報告がなかった。しかしながら、地方警察、民兵要員及び国家諜報保安局 (NISS) が、個人、特に野党の活動家を逮捕し、短期間隔離収容することは数多く報告されている。外国調査団もNGOも、政府によりソマリ州への立ち入りは認められなかったため、同地域における治安部隊の権限行使に関しては十分な評価ができなかった。

2008年にアジスアベバで起きたエチオピア教師会 (Ethiopia Teacher's Association) のメンバーのティラフン・アヤルー (Tilahun Ayalew) 及びアンテネ・ゲツネット (Anteneh Getnet)、アジスアベバの住人アレクサンダー・ゲブレ・メスケル (Alexander Gebre Meskel) の失踪については、進展がなかった。

c. 拷問及び他の残虐、非人間若しくは品位を傷つける取扱い又は処罰

憲法及び法律は、拷問及び虐待の行使を禁じているが、信ぴょう性のある報告によれば、治安当局拘留者に虐待を加えたとされている。

野党の指導者によれば、警察及び地方民兵が野党のメンバーやその支持者に対し、頻繁かつ組織的に虐待し、脅迫しているという。これらの指導者によると、犠牲者が報復を恐れ警察及び刑事裁判当局に対し救済を求めることはないとしている。野党がエチオピア国家選挙理事会（NEBE）に検討を求めるため何百ものこのような報告を取りまとめても、同理事会には法的に裁量権があっても、調査するスタッフがおらず、2008年、2010年のいずれも証拠不足又は手続き上の瑕疵があるとして、概ね不服申立を退けた。

国連反拷問委員会は、11月19日に、政治的反体制派、野党党员、学生、テロ容疑者、ONLF やオロモ解放戦線（OLF）のような反対勢力の支持者と言いつてられた者などに対し、警察、刑務所刑務官及びその他治安部隊のメンバー並びに特に軍隊が“拷問を日常的に行っている”ことに関し“数多くの今も続く一貫した申立て”があることについて“深く懸念している”と報告した。委員会は、このような行為は、警察署、拘留センター、連邦刑務所、軍事基地、及び拘留の非公式又は秘密の場所にいる指揮官の関与、煽動、又は同意によりしばしば発生したと報告している。

多くの信頼筋によれば、2009年4月、アジスアベバにある中央警察調査本部のマエケラウィ（Makelawi）において、警察の捜査官はしばしば自白を引き出すために身体的な虐待を行使したことを確認している。マエケラウィ及び他のこれまでとは違う拘留施設に拘留された刑事被告人の何人かは、信頼性の高い詳細を示し、警察署の拘置所で彼らの事例が裁判にかかる前に治安当局により自白を強要されたと申し立てた。その年、これらの虐待行為が、無くなったことを示すものは何もない。その年NGO及び外交官によるマエケラウィへのアクセスは、減らされた。

大部分が在外（diaspora）の野党勢力で、何人かは政府転覆を公言している、Ginbot7に加盟しているという容疑で、2009年4月に数名が逮捕されたが、彼らは裁判前の尋問の間、過酷な肉体的虐待及び拷問を受けたと報告した。2009年11月、これらの被告は裁判でこのことを申し立てたが、政府のスポークスマンは、この申立てを否定した。2010年12月に反政府在外グループであるGlobal Alliance Against Torture in Ethiopiaが発表した報告書には、協力的な刑務官の協力噂されているが、個々のGinbot7の収容者による拷問に対する告発が記載されている。

これらの報告書では、アメラー・バヤベル（Amerar Bayabel）、ゴベナ・ビレイ・アイレ（Gobena Belay Ayele）二等軍曹及びアベレ・アセファ・アベラ（Abere Assefa Abera）中佐は、マエケラウィ（Maekelawi）での同様の一貫した恐るべき体験を書き記している。3人は肉体的に虐待される長い夜について報告しており、その時受けた虐待には床に寝転がされ、手錠をはめられ、目隠しされ、時には裸にされたこと、その間軍靴を履いた尋問者が胸を踏みつけたこと、ワイヤーで打たれ、頭や足の内側を殴られたこと、猿轡をされ、逆さに吊り上げられ、電気コードで打たれたこと、HIV感染の血液注射で脅かされたこと、民族的恥辱にさらされたことなどがあった。

2009年7月、アンボ（Ambo）のハユマ医科大学（Hayuma Medical Collage）の学生で、野党のオロモ人民会議（OPC）のメンバーであるニモナ・ツファ（Nimona Tuffa）は、私服のオロミア地方治安当局によりグダ

一(Guder)で拘束された。ニモナは、西部ショア地帯(West Shoa zone)の保安長、テスファニ・シメ(Tesfaye Sime)を含めた治安当局が、最初は近くの森その後 EPROF の一部である OPDO アンボ事務所で彼を殴ったと報告している。事務所で、彼らはニモナに OLF のメンバーであるということを認める供述書に署名するよう強要され、結局署名した。解放された後、ニモナは末端神経の損傷、聴覚障害、背中の障害のため入院した。この事例が裁判に持ち込まれた時、検察官はそれが政治的動機で行われたものでなく、個人的な争いであったと示唆したのであった。しかし、ニモナは事件が起こるまで攻撃者のことは全く面識がなく、そのためそれが政治的動機によるものであると証言した。裁判官は、500ブル(30.53米ドル)の罰金を言い渡した。外国調査団の関与により、再審が開始され、最初に加担した警察官は過剰な実力行使をしたとして最終的に3年の懲役を宣告された。しかし、年末になっても、警察官が判決に服した様子は見られず、ニモナは国外脱出をした。

2008年に南部民族州政府(SNNPR)にあるアルバ・ミンチ(Arba Minch)の警察拘置所に収容されていたガレイ・タデレ(Gelaye Tadele)に対する暴行については、進展がなかった。

刑務所及び収容施設の状況

エチオピアには、3つの連邦(federal)刑務所及び120の州(regional)刑務所がある。また、デデッサ(Dedessa)、ビル・シェレコ(Bir Sheleko)、トレイ(Tolay)、ホーマット(Hormat)、ブレイト(Blate)、タテク(Tatek)、ジジガ(Jijiga)、ホレタ(Holeta)及びセンケレ(Senkele)を含めて全国に多数の非公式収容施設がある。大半は軍キャンプに置かれている。

刑務所及び裁判前の拘置所の状態は凄まじく、生命の危険に及ぶ場合がある。恒常的に過剰収容で、就寝所は特にそうである。政府は、服役囚一人当たりの一日当たりの食事、水及び健康管理として約8ブル(0.50米ドル)を支給している。服役囚の多くは、家族からの日々の食べ物の差し入れてもらったり、地域の商人から買ったりなどして補給している。連邦刑務所の医療は頼りにならず、州刑務所にはほとんど医療はない。水の不足により衛生状態は悪化し、大抵の刑務所には適切な衛生施設がない。

多くの服役者は拘留中に深刻な健康問題を抱えたが、治療は何も受けられなかった。(2010年)4月には、一人のイタリア人がカリティ(Kality)刑務所で医療水準に満たないと疑いのある治療を受けた後、死亡した。(2010)年末時、刑務所には86,000人が収容されている推定されたが、2,474人が女性で、546人の子供が母親と一緒に収監されていた。年少者の中には死刑囚の親と収監されていた者もいた。男性と女性の服役者は、概ね区分されていた。一般的に当局は、面会者の来訪は認めたが、服役者の家族訪問が数年制限された事例もあった。

2008年の刑務所の状況調査に続き、エチオピア人権委員会(EHRC)は刑務所拘留者の圧倒的多数は、未決勾留中であったと報告した。服役者の中には、起訴されておらず、裁判もないまま数年拘留された者がいるとのことである。2010年の裁判前拘留は、依然高かったが、急激に減少した。アムハラ(Amhara)、

ベニシャグイ・グムツ（Benishangul-Gumuz）、オロミア（Oromia）、南部諸民族（ONNPR）及び ティグライ（Tigray）各州に収容されたほぼ80%は、判決が宣告されていた。

服役者は、一般的には宗教的な儀式は認められたが、これは刑務所管理の裁量で、刑務所により違いがあり、刑務所の区画でも違った。服役者は、裁判係争中は担当の裁判官に刑務所の状態や処遇について苦情を訴えることはできる。

その年（2010年）、国際赤十字委員会（ICRC）は州刑務所への訪問はしたが、国家の安全に反する罪で起訴され、有罪となった者が収容されている連邦刑務所及びソマリ州にある刑務所への訪問は、全ての国際組織やNGOと同様、認められなかった。州当局は、NGOの代表者に対し第三者を同行しなければ定期的に服役者と会うことは認めている。

エチオピアのNGOであるJustice for All-Prison Fellowship Ethiopia（JFA-PFE）は、連邦刑務所を含む様々な刑務所、拘留所を訪問することが認められている。JFA-PFEはアダマ（Adama）で、他の刑務所に比べると明確に状態の良いモデル刑務所を運営している。

政府や刑務所当局は、NGOによる刑務所状態の改善努力に対して概ね協力的であった。

政府は、在外公館に当該国民の逮捕に係る通知義務を日常的に行っていないため外国代表者は刑務所や他の施設にアクセスすることはほとんどなかった。

2009年、政府は法務省（MOJ）のほか州警察及び刑務官との調整を改善するため、全国各地に”司法フォーラム（Justice forum）”を設置した。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律は、恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、政府は実際にはしばしばこれらの条項を無視した。2010年、選挙前の状況でこの現象は顕著に増加した（第3節 参照）。

警察及び治安組織の役割

連邦警察委員会は、連邦問題省に対し報告する義務を負っている。連邦問題省は議会に従属しているものの、この従属関係は実際には緩いものであった。全国9州は、州文官当局に報告する義務を持つ州警察又は特別警察を有している。地方の民兵もまた、地方における治安部隊として活動しており、地域により程度の差はあるものの、地方警察と民兵との間に緩やかな協調体制が敷かれている。NISSは、国家の安全に関わると思われる全ての事柄に関与している。

（治安当局の行為に対する）刑罰免除は、深刻な問題である。政府機関関係者からの情報によれば、政府が、市民に対する恣意的な拘留及び暴行のような地方治安部隊によって加えられた虐待の調査結果を一般

に公表することは稀である。（２０１０年）１１月の報告における国連拷問禁止委員会の指摘によれば、エチオピア国家防衛隊（ENDF）や警察署長を含めて、政府が訴えのあった拷問の調査や実行犯の告発が”何度もできなかった”ことに関し、”数多くの一貫した報告”があるとのことである。同委員会は、兵士や警察及び刑務所職員が告発され、刑を宣告され、又は拷問又は虐待の行為で懲戒罰に晒されたケースについて情報の欠如があるとも指摘した。

武装強盗、レイプ、窃盗を含む重大犯罪に関与したため、２００９年７月にアジスアベバの警察庁長官により免職された、政府高官を含む４４４人の職員については、進展がなかった。

政府は、警察及び新しい軍隊の入隊者のために人権訓練を採用する努力をしている。２０１０年、政府は憲法及び国際人権条約や協約に関する資料などを使って人権研修や科目を改良して専門化させるためJFA-PFE及びEHRCに協力を要請した。JFA-PFEは、警察本部長、検事、裁判官、刑務所管理者、アムハラ州、オレミア州、南部諸民族州(SNNPR)、ベニシヤングル・グムツ州及びガンベラ州の民兵に対し、人権研修を実施した。

逮捕手続き及び拘留中の取扱い

当局者は、恒常的に逮捕状もなく人を拘束し、また弁護人や家族、特に辺鄙なところに住む家族に接触することを認めようとはしなかった。憲法及び刑法は、拘留者は裁判に出頭させ、４８時間以内に告発することを求めているが、この要求は実際には尊重されてはいない。制度としての保釈制度はあるが、殺人、反逆罪、及び汚職には適用されない。大抵当局は５００から１０、０００ブル（３０米ドルから６１０米ドル）の間で保釈金を設定するが、これは一般市民には高すぎた。警察官は、保釈金で容疑者を解放する法廷規則を必ずしも尊重しなかった。法廷の許可があれば、重大な犯罪の容疑者は、起訴されることなく１４日間は拘束され、もし調査が継続するようであれば、更に１４日間は拘束できる。法律は、法で定められた拘留所以外はいかなる施設も拘留を禁じているが、地方政府の民兵によって使用される非合法の地方拘留所がかなりあるほか、それ以外の公式または非公式の法律執行施設がある。政府は、国選弁護士は用意するが拘留者は私的な法律相談ができない、できるのは訴訟が裁判所に持ち込まれたときに限られる。拘留者が裁判前の拘留である場合、当局は拘留者に弁護士との接触はほとんどさせない。警察は、逮捕状なしに個人を逮捕し続けている（第１節.f参照）。野党のメンバーは、当局が起訴や裁判官との接触をさせないでしばしば長期間警察署に人を拘留したと一貫して信ぴょう性のある報告をしている。当局は、明らかに特定の者をねらって逮捕しており、拘留のための容疑やその他の拘束条件は拘留開始後に決めていた。

(2010年)1月NISS職員は、数箇所です逮捕状もないまま48時間にわたり一人の外国籍市民を拘束し、拘留で監禁した。彼がNISSの上級職員に苦情を申し立てたところ、同職員は「ここはエチオピアである。我々は望むとおりのことができる。最悪のことが起こらず君は幸運だった。」と告げられた。彼はその後、容疑を告発されずに解放された。

Ginbot7の事例に関連して2009年4月に逮捕された人々は、警察が証拠を集めている最中であつたが、容疑なしにマエケラウィ(Maekelawi)に1か月以上拘束され、その間その家族は彼らの居場所について連絡されなかった。彼らは、その後政府機関破壊の共謀、政府役人への暗殺未遂、及び軍への反乱煽動の企てで起訴された。拘留者は、弁護士への接触が禁止され、また拘留中受けた幾つかの虐待の申し立ても拒否された。最終的には、彼らの財産は没収され、5人が死刑宣告、33人がカリティ刑務所(Kality prison)で終身刑、そして2人が10年の刑を受けた。

2009年5月、税関当局は、エチオピア人権委員会(EHRCO)の会長であり著名な人権弁護士のアベベ・ウォルケ(Abebe Worke)並びにボイス・オブ・アメリカ(VOA)の記者であるメレスカチュウ・アムハ(Meleskachew Amha)を、アディス放送会社(Addis Broadcasting Company)に所属する免税輸入の出版機器を売ろうとした容疑で拘束した。この二人はアディス放送会社の株主でもあつた(第2節a参照)。メレケスカチュウ及びアベベは、開放される前の12日間、公式の拘留施設でない税関当局構内に拘留された。アベベは国外脱出した。7月15日、連邦第一審裁判所は、証拠不十分によりメレスカチュウに対する全ての容疑を取り下げた。アベベは、不在中に1年の刑期と140万ブル(85,3370米ドル)の支払いを言い渡された。

2009年6月、ワレババ ウォレダ(Werebaba woreda)(アムハラ州の南ウォロ地帯(South Wolol zone))のビスティマ(Bistima)の町公務員は、EHRCO調査員ムルゲタ・フェンタウ(Mulugeta Fentaw)を逮捕した。ムルゲタは、ビスティマで民主主義と正義のための統一(UDJ)のメンバーが嫌がらせを受けたとの申し立てがあつた事件を調査した後、帰宅した。ウォレダの公安長官のマコネン・フセイン(Makonnen Hussein)は、ムルゲタがインタビューした細かい概要が記載されたノートを改ざんした。その直後、警察官は、ムルゲタが2,000ブル(122,10米ドル)を窃盗したとして逮捕した。彼は警察署で身辺搜索されたが、警察は彼の所持金が200ブル(12,21米ドル)にすぎないと判明すると、彼らはムルゲタが盗んだのは200ブル(12,21米ドル)であるとして容疑を修正した。ムルゲタは逮捕され、3日間収監された。彼は、6月3日にウォレダの裁判所に連れていかれ、有罪とされ、8箇月の刑を言い渡された。彼はゾーンの高等裁判所に控訴し、7月17日高裁は、そのようなウォレダの裁判所の行為は司法組織における公の信頼を損なうものとして事件を棄却した。ウォレダの行政府は、訴えを起こし、"偽りの証人を持ち出しウォレダの職員の世評を汚した"との別の容疑を提起した。ムルゲタは再度高裁に控訴したところ、高裁はその件を棄却した。更なる政府職員によるハラウメントを恐れ、彼は外国に亡命した。

ムルゲタの被告側証人の一人アレム・アバイニー(Alemu Abaineh)は、裁判所で証言した後、逮捕された。彼は、対戦車手榴弾を盗み、所有し、民兵への攻撃を企てたとして告発され、4年間の服役を宣告された。彼は高裁に控訴し、仮釈放された。その裁判は、年末まで続いた。

野党 AEUP のメンバー、メクアネント・セネショウ(Mekuanent Seneshaw)、アレヘグネ・メクアネント(Alehegne Mekuanent)、キフレ・タデゲ(Kifle Tadege)及びエンダレ・タデゲ(Endale Tadege)の事例については、進展がなかった。彼らは、2008年のチェンディバ(Chendiba)の結婚式で逮捕されたが、その容疑は結婚式を装った違法な政治集会を開いたということであった。

恩赦

(2010年)9月10日、連邦政府及びアムハラとオアレミアの州政府は、9,000人以上の服役者に恩赦を認めた。これは、9月11日新年を祝賀する長年の伝統に沿うものであった。

野党 UDJ の党首ビルツカン・ミデクサ(Birtukan Mideksa)は(2010年)10月6日恩赦を受け、刑務所から解放された(「政治的服役者及び拘留者」の項目参照)。

e. 公正な公判の否定

法律は、司法の独立を謳っている。民事法廷は広範な独立性をもって運営されているが、刑事法廷は弱く、負担過重で、しかも重大な政治的干渉及び影響に曝されている。上院は、新しい法律の合憲性の判断、司法の任命の取り扱い、及び司法行動の再吟味等に唯一の責任を負っている。理論的及び実地的に、裁判所は、検察が取り上げなかった容疑で被告人を有罪にすることが可能である。

連邦 MOJ の州事務所は、地方の司法の動きについて調査を行なった。幾つかの州裁判所は地方及び連邦のいずれの事件に対する司法権を有しており、裁判が行われていない事件については連邦裁判所のように司法権を行使していた。全体的に、一部の州における司法機能たる連邦裁判所の存在は限定的である。結果として、農村部に住んでいる多くの市民は、一般的にどんなレベルであれ公式の裁判制度を利用することができず、そのため伝統的な紛争解決の制度に頼る以外に選択の余地はない。

法律は、ある既存の宗教、伝統的裁判所に法的地位を与えており、連邦及び地域の立法府がこのような裁判所の決定に配慮することを認めている。伝統的、宗教的裁判所で事件を聴取する場合、事前に当該裁判所を使うことに際して法的紛争当事者間の同意が必要であり、いずれもいつでも通常裁判所に提訴することもできる。シャリア(イスラム系)裁判所は、ムスリムを含めた宗教的及び家族的事件について聴取をすることができる。加えて、エルダーズ審議会(Council of Elders)のような伝統的な裁判制度が、今でも機能している。このような慣習的な裁判所は農村部に住んでいる大多数の市民のために紛争解決をして

いる。女性の中には、伝統的な司法制度においても自由で公正な聴取が受けられないことに不満を示すものもいる。なぜなら女性は、習慣としてエルダーズ審議会への参加が認められておらず、また農村部にはジェンダー差別が強く存在するからである。

司法制度は、経験を積んだ職員が極めて不足しており、予期せぬ法律の適用がなされる場合がある。政府は引き続き、下級の裁判官及び検察官を養成し、司法管理制度を訓練の主たる焦点とすることになっている。訴訟の未処理に対処するため、2009年10月、政府はアジスアベバ及びディレ・ダワ(Dire Dawa)に新しい裁判所を建設する費用として1億4700万ブル(897万米ドル)を配分した。2010年、訴訟の未処理削減のため、連邦最高裁判所、高裁、第一審裁判所は、6月、7月、及び8月の定期休暇期間に2か月半にわたり開廷したのである。

3人の裁判官が率いる連邦裁判所第一審の第7刑事部は、年少者の犯罪及び女性、子供の性的虐待の事例を扱っている。年少者の訴訟の未処理数は多く、告発された子供は、裁判官がその訴訟を審理するまで大人と一緒に拘留されていたことがしばしばあった。信頼できる報告によれば、家庭内暴力及びレイプの事例は、処理の遅延が顕著であり、優先順位は低いという。

(2010年)10月、政府組織 EHRG は、公立大学4校と、学生に貧しい相談者の法的支援に参加させるとする覚書をサインした。

2009年7月、国会は成長するテロリストの脅威に対処するため反テロリズム宣言を通過させた。幾つかの人権組織は、法律の広範囲なテロリズムについての定義、厳しい罰則、広範囲な証拠規定及び警察及び治安部隊に付与された自由裁量について懸念を示した。2010年末時点でこの法律単体での起訴はなかったものの、地域の空気や水を汚染すると主張し、金の採掘利益に反対し、(2010年)1月にオロミア州でデモを行なった年長者及び学生など何人かの被告はこの法律を根拠に起訴された。

軍隊に関係する刑事事件は、軍事裁判所で取り扱われた。軍事裁判所で一般市民を公判に掛けることは国家の安全に対する脅威の申立てを含む幾つかの事例を除けばない。軍事裁判所で扱われた事件数は、軍の士官及び部隊に責任を持たせる努力が行われたことを反映し増加したが、軍は、増加した事件を処理するだけの訓練されたスタッフが不足していた。

2009年11月、最高裁判所は、アジスアベバのリデタ交付金(Lideta subcity)の都市問題に対し、前に同裁判所第一審法廷裁判長を務めたギルマ・ティク(Girma Tiku)判事に汚職容疑で7年の服役及び1,000ブル(61米ドル)の支払いを宣告した。

2008年の法務省の汚職事件2件に対する裁判については進展がなかった。

裁判手続

法律によれば、起訴された人は、司法裁判所による公正な公開裁判を「適当な期間」内に受ける権利、無罪の推定を受ける権利、自分の選択する弁護士に代理される権利、上訴する権利を持つ。国家の安全に関わる問題を含むと想われる幾つかの微妙な事例、とりわけ Ginbot7 及び OLF については、非公開の手続きが取られ、時には当局は拘留者に弁護士との接触をほとんど認めないこともあった。また、その裁判制度は、陪審による裁判を行わないものである。

司法の非効率性、長期の裁判の遅れ、及び適格な職員の不足がしばしば裁判手続きに深刻な遅延を招いた。国選弁護士事務所は、経済的に困窮する被告に対して法律相談を提供しているが、弁護士不足によりそのサービスの範囲と質が限定されている。法律は、汚職で告発された者には、裁判の前にその証拠が示されなければならないと規定しているが、幾つかの信頼できる筋によると、当局は通常被告人の弁護士が裁判前にこのような証拠に接触することは認めていないとのことである。前年（2009年）と同様、政府は、大虐殺、謀反、及び殺人の罪で、2006年に死刑宣告された19人の元デルグ職員には死刑の執行日を確定しなかった。ジンバブエに亡命したメンギスツ・ハイレマリヤム(Mengistu Haile Mariam)大佐を除く全員が（2010）年末時点で死刑囚監房にいた。2009年5月の政府報告によると、宗教指導者は政府が元デルグ職員に減刑するよう願い出たということであった。宗教職員が（2010年）12月に彼らの嘆願を増やしたが、政府は年末まで対応はしなかった。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

国内及び国際 NGO は、（2010）年末時点で200人から300人の政治的服役者及び拘留者がいると推定した。

I

（2010年）8月、幾つかの野党の指導者の報告によれば、特にオロミア、アムハラ、及びティグライ州で、野党支援者の逮捕、拘留が激しくなっているとのことである。例えば、1,200人の野党オロモ連邦主義者議会党（OFC）の支持者は、5月の選挙に関連して逮捕され、拘留されたと報じられた。（OFCは、OPCとオロモ連邦主義者民主主義運動（OFDM）が統合して形成された）。多くは、4か月から5か月の刑を服役し、その年に解放された。しかし、多くは収監中である。

I

UDJの代表であるビルツカン・ミデクサ(Birtukan Mideksa)は、2008年に恩赦が取り消され死刑が言い渡されたが、(2010年)10月に釈放された。憲法上の権利を侵すものであると裁判所が指摘したにも拘わらず、彼女は釈放前6月まで独房にいられていた。

民主統一連合(CUD)の支持者チャカ・ロビ(Chaka Robi)は、2008年に逮捕されたが、2010年に釈放された。

2008年の事件には幾つかの進展があった。この事件は、警察、地方当局、与党の中核が、全国的に支持者層を広げようとする又は新事務所を開設しようとする各野党のナンバー2レベルの16人を逮捕したものであった。(2010年)8月12日、15人の逮捕者が、OLFテロリスト活動を促進し、OLFメンバーを新規採用、組織化し、最終的にはOLFを財政的に支援したという容疑に対し、抗弁を求められる事となった。一人の被告に対する事件は棄却された。15人の公判者の中、2009年2月0FDM事務総長のベケレ・ジラタ(Bekele Jirata)は保釈金で釈放された。彼は、その後国外逃亡したが、不在中の3月31日に有罪とされ、12年の懲役が言い渡された。他の者達も、また有罪とされた。一人は、死刑、他の一人は無期懲役、そのほかは10年から13年の懲役であった。

政府は(2010年)2月に、2005年の国政選挙後の暴力余波のなか、“憲法秩序”を脅かした罪で有罪とされたAEUPの182人のメンバーに恩赦を与えた。その恩赦は、政党のための選挙倫理規範を制定するEFRDF指導の会談にAEUP指導者が参加するための交渉の合意の一部であった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

市民法廷は、一般的に独立した公平なものとして見られている。法律は、市民が人権侵害に対し民事訴訟を提起する権利を付与している。しかしながら、当年(2010年)、このような事例が提訴された記録はない。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

法律は、当局に対し個人的な財産を搜索するためには司法の令状を得ることを要求しているが、実際は、警察はこの法律を無視している、しかも裁判所は違法収集証拠を不採用にした例はなかった。

エチオピア政府は、農業を発展させる一つの方策としてガンベラ(Gambella)及びベニシャングル・グムズ(Benishangul-Gumuz)州で、“移住”を実施することとした。計画により2つの州のそれぞれで、4万5千人の家族の定住が行われる。政府はその定住計画は厳格に自由意思であると述べているが、その土地の大半が、外国企業所有又は貸与のものであることから、地方の不信、怒りを示す報道と、これとは別に暴力を伝える報道があった。

2008年及び2009年に、警察が強制的に民家に押し込んだとの報告があった。当年（2010年）、強制侵入は通常の申立ての部類ではないが（第1節C参照）、与党のスパイが野党のスパイ宅に無断で侵入したとする無数の報告があった。

2009年4月、証言者は、ティルチ・ケベレ(Tirch kebele)（デジェン・ウォレダ(Dejen wordeda)、アムハラ州）及びウォレダ警察及び官憲が、令状なしに AEUP のウォレダ副議長のウォルテネガス・アバテ(Waltenegus Abate)の家宅を搜索したと報告した。官憲は彼を武器隠匿で告発したが、何も発見されなかった。2008年、ケベレの官憲が、ウォルテネガスの家宅を令状なしに搜索していた。彼は、搜索中に警察が彼及び家族に暴行したと訴えた。

（2010）年末まで、2008年の襲撃及びティリンゴ・メンジスト(Tiringo Mengist)の違法な搜索に対しティルチ ケベレ（デジェン・ウォレダ、アムハラ州）の警察官及び民兵に対し官憲がとった行動については何の報告もなかった。

3か所の通信施設を除く全ては、国有である。野党の指導者は、電話の盗聴及び電子機器による盗聴について報告した。2009年5月、国営で電話及びインターネットプロバイダーを独占会社であるエチオピア電話公社（ETC）元従業員が亡命を申し出た際の報告によれば、政府はETC従業員に違法に市民の私的な会話を録音するよう命令していた。

政府は、特定の個人の活動を報告させて情報者に報酬を与えるという広範囲な制度を利用した。

ジャーナリスト保護委員会の報告によれば、政府は独立した報道組織のメールを勝手に開封した（第2節a 参照）。

治安部隊は、政府から質問を求められ捜査された者の家族を拘束し続けた。ケベレの数箇所では官憲は、住民が与党連立の集会に参加するよう求めて家々を訪ねたと報告されている。党集会に参加しないからといって、住民は逮捕されたり嫌がらせを受けたりすることはなかった。しかし、集会に参加しなかった住民の何人かは、ケベレから基本的な公共サービスを受けるのに困難をきたしたとの報告があった。与党連立に加盟していない失業中の若者は、時に仕事を得るのに必要なケベレからの“支援信書”を受け取るのに問題が生じたという信頼すべき報告がある。

ヒューマンライツ・ウォッチ、野党、及び報道筋は、外国からの支援金が概して政治に利用されていることについて申し立てた。これらの報告は、（２０１０年）５月選挙の前、EPRDS 及びその州の協力関係にある党が与党連合の支援を確保するために人道的支援を使ったと示唆した。Development Assistance Group という団体として知られている支援コミュニティは、４つの最大規模の寄付支援者開発プログラムを査定した。その査定は、様々なプログラムが政治的、財政的歪みを防ぎ、探り、しかも対応をするために取り入れられたとするその制度と保障措置を評価した。（２０１０年）７月に発行された最終報告は、全ての４つのプログラムは、支援の配布における不公平をチェックする責任体制を取り入れたと結論づけた。その他、食料支援に関わる２つのプログラムは、最上位の保護規定を有し、政治的目的のための歪みをほとんど受けにくいものであると見なされた。

g 国内の紛争における過剰な武力行使及び虐待行為

２０１０年は、主に政府支援を受けた州民兵である政府軍隊とソマリ州のオガデンで展開している過激民族反乱運動の ONLF の間で、戦闘が続いており、これに伴い、相手方による人権侵害が行われたとの申立てが続いている。治安悪化、統治能力の欠如、及び軍の規制の結果、食料及び薬品の配給が制限された。

１９９４年に非合法化されて以来、ONLF は、政府との武力闘争に入っていた。（２０１０年）１０月、もう一つの暴動グループである統一西部ソマリ解放戦線は、ONLF の”サラディン マオウ分子 (Salahdin Ma'ow faction)”と同様、政府と平和協定に署名し、敵対に終止符を打った。ONLF の”オスマン將軍分子 (Admiral Osman faction)”は、筋金入りのファイターで組織化されており、エリトリア政府の支援を受け、平和交渉を拒否し、政府に対し攻撃を展開していた。

軍隊が、２００７年４月の６５人の市民、及び石油開発キャンプの外で生活していた９人の石油労働者の殺害に呼応し、オガデン地域で重要な暴動対策活動を開始して以来、政府は、外交官、NGO、及び報道関係者がソマリ州に接近することを制限し続けた。政府は、一部人権活動家が入ることは認めたが、人権侵害の調査報告をすることは制限した。人権侵害の報告の多くは、また聞き、またはソマリ州を逃亡した犠牲者と言われる人々との面談で得たものであった。２つの平和協定が署名されて以降激減したものの、信ぴょう性のある人権侵害事例は以前報告された。NGO 関係者は、ENDF 及び通常の警察官から ONLF 活動について報告するよう強制されていた。村人の中には、地方当局者から、ENDF、特別警察、又は地方民兵による人権侵害について報告した者はいずれも報復すると脅迫されていたとする報告もあった。

市民、国際 NGO、及びその地域で活動している他の支援組織は、政府の治安部隊も ONLF も市民を脅迫するために使われる虐待や荒っぽい手法に責任があると報告した。信頼すべき報告によると、ソマリ州政府に責任をもっている治安部隊及び地方民兵は、ONLF の支援者と考えられる村民を強制的に移住させられたということであった。

信ぴょう性のある報告によれば、２０１０年、ONLF が警察や軍事部隊に激しい襲撃を続けたと報告している。開発労働者は、しばしば ONLF による尋問のため足止めをうけたと報告した。

殺害

内部闘争で起こった殺害の例が幾つかある。これには、北部アディアロ (Adi Aro) 町における爆弾攻撃が原因で5人が死亡、そのほか20人が負傷した例、及びエリトリア国境近くで13人が負傷したバスへの爆弾攻撃が含まれている。両事件について政府は、エリトリア支援分子に対し非難したが、これを裏付ける証拠はなかった。

2008年、警察部隊は、村民をガンベラ (Gambella) のラアレ (Laare) 及びプルデング (Puldeng) から新しい地域に強制的に移動させるようにしたと報告されている。村民が拒否すると、暴力事件になり、警察は9人の市民を殺害し、23人を傷つけたと報告されている。警察は、また家に火を点け、無数の家畜を殺したと報告されている。ガンベラ警察副長官ムルゲタ ルウオト・クウオン (Mulugeta Rout Kuon) は、異なる説明をしている。彼によれば、2つのヌエル グループ (Nuer groups) の衝突に対応をし、交渉を進めるよう試みた。一つのグループは、棍棒で警察官を殴り始め、一人の警察官を銃で撃った、そのことから1人の警察官及び4人の民間人を殺害し、27人の民間人を負傷させることとなった。この衝突が8箇所のケベレに広がり、連邦警察及び ENDF がその地域に来て争いを鎮圧することとなった。年長者が仲介する伝統的な衝突の解決方法が、衝突を解決したのであった。

2008年 ENDF がモオヤハ (Mooyaha) 村で48人の民間人を殺害し、オガデン地域のガラシュ (Galashe) で6人の民間人を殺害したとの ONLF が非難したが、政府は反応しなかった。

軍及び民間人を狙った ONLF による2009年2月、6月、7月の攻撃については、進展がなく、結果として民間人の負傷者を生んだだけであった。同様に、ソマリ州の中国運営の石油施設に対する2007年 ONLF 攻撃に加わったとの容疑を受けた8人の逮捕については進展がなかった。ONLF は、65人の市民及び9人の中国国民を殺害した。

誘拐

4月 NGO のに雇用された者が、ONLF を代表すると主張するグループによって誘拐され、5日間拘束された。彼らは無傷で解放されたが、本人達には、人道的支援を提供するに際し治安部隊と協力することは ONLF の暴力を誘発することになると警告があった。

肉体的虐待、懲罰、及び拷問

特別警察は、オガデンのデゲハブル (Degehabur) 及びケブレデハ (Kebredehar) において、2009年初期に女性に対するレイプ、及び他の虐待で告発を受けた。

少年兵

EDF 又は地域警察が子供を募集したとの報告はないが、ソマリ州での幾つかの地方民兵が行なったという信頼すべき報告がある。近年、ソマリ州治安警察及び管理事務所が紛争地帯で特別警察及び地方民兵の募集を増加させた。 国務省年次人身売買報告も参照 www.state.gov/g/tip

他の紛争に関わる虐待行為

政府は、NGO 労働者及び報道者が影響を受けたソマリ州に近づくことは制限を加え続けた。ソマリ州に政府の許可なく入った国際報道関係者は、逮捕されるか、又は国外退去しなければならなかった。政府は、ICRC が OHFL と協力していたとこれまで批難してきたが、ICRC がその地域へ立入ることは禁止し続けた。その年、幾つかの人道グループが、謀反グループが見張る道路閉鎖が行われたと報告した。それも時々、人道グループを一時的に拘束した。その同じ人道グループは、道路封鎖で謀反グループと遭遇した際、ENDF によって尋問されたとの報告がある。

2008年、ENDF は、ワルダーでオランダの国境なき医師団の職員が ONLF に医療支援を行なったのではないかと、その職員を自宅軟禁し、スイスの国境なき医師団の財産及びケブリ デハールにある車両のカギを取り上げ、職員が3週間にわたり街に行く動きを制限した。いずれの場合も、法的な経過及び問責はなかった。オランダの国境なき医師団は、ワルダーで業務を継続し、一方デガブールで活動していたスペインの国境なき医師団は、8月に事務所に受けた手榴弾攻撃の後撤退した。その攻撃は、不満をもった以前の従業員による仕業と考えられている。

第2節 市民的自由権の尊重, 以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法及び法律は、言論及び報道の自由を規定しているが、政府は実際にはこういった権利を尊重していなかった。政府は、報道関係者、出版社及び編集者を逮捕し、嫌がらせをし、及び告発した。政府は、3箇所の民間のFM局を除き、単独のテレビ局を含む全ての放送メディアを管理し続けた。民間及び政府報道関係者は、日常的に自己検閲を実施した。放送法は、政治的及び宗教的組織又は外国人が放送局を所有することは禁じている。

政府系のメディアは、主に政府及び与党連立 EPRDF の見解を反映していた。しかし、生放送のラジオ及びテレビ放送は、時々国会の討論を含めていたし、政府新聞と同様野党議員の見解を放送した。選挙キャンペーンの期間は、国のメディアは、党間の討論を放送した。放送時間は議会の議席を基に配分されているが故に、与党のスポークスマンは殆どの時間を享受した。

その年幾つかの新しい発行部数の少ない新聞は発行されたが、民間の新聞は少数に留まっていた。政治及びビジネスに焦点を合わせた約 20 の民間のアムハラ語及び英語の新聞が、全部で 15 万の発行部数を超える週刊紙と共に発行されていた。

政府は、唯一の新聞印刷機を所有し、その独占的地位を使い、特に出版社に経費の値上げを定期的に行なった。この影響で、出版社は印刷部数を調整せざるを得なくなり、民間の新聞の発行部数に影響を及ぼしたと報告は示している。

外国報道関係者及び外国出版者に雇われた地方通信員は、時々政府批判の記事を発表したが、自己検閲を実施することで政府の圧力に屈した。その年、外国のメディアに働く幾人かのレポーターは、脅しや嫌がらせに屈し、又は政府に批判的な記事を發表したとして国外追放の脅しを受けた。

例えば、ティグライで 1 月、NISS の職員は、正当な居住許可をもつ一人の外国報道員を拘束した。報道員は、その地域での食料支援が政治問題化しているとの申立てで調査しようとして、政府から信用状を与えられていた。彼の信用状及び携帯電話は、取り上げられ、彼は当局者によりアジスアベバに搬送された。そこで、彼は、入国国管理事務所職員により質問され、一晩中空港に拘束された。彼は、領事館及び家族に電話することは許されなかった。48 時間の拘束の後、釈放され、外務省並びに入国管理事務所から、彼は 2 日以内にエチオピアを出なければならないと告げられた。特定の容疑は科されなかった。彼の信用状は後に返却され、彼はエチオピアで生活し、ジャーナリストとして働き続けることはできるとも言われた。

(2010 年) 5 月アムハラの週刊アウランバ・タイムズ (Awramba Times) の編集長、ウブシェット・タイ (Webshet Taye) は、国政選挙の 2 日前エチオピア放送当局 (EBA) に出頭するよう求められた。彼は、主要な野党連合のフォーラムを支持する偏った記事を書いたと告発された。EBA は、メスカル広場 (Meskal Square) での二つの写真を比較した特集記事について触れた。一つは、2005 年に撮られた 100 万人以上の野党デモ支援者の写真、その年 EPRDF のキャンペーンポスターしかない誰もいない広場の写真。ウブシェットは、このような記事は許されないことで、何か暴行があっても責任を問われるのは本人であると言われた。この事件の直後、ウブシェットは、アウランバ・タイムズの編集長を辞任した。

6 月 29 日、報道者保護委員会 (CPJ) は、アウランバ・タイムズの新編集長のダウィット・ケベデ (Dawit Kebede) が、新聞が郵便受けに開封された手紙と破られた封筒とともに入っていたとし、その月の月上旬に少なくとも 3 度エチオピア郵便局 (EPS) に苦情を申し立てたと報告した。EPS は、その“新聞の質”がおそらく郵便物が破られたことの原因であろうと主張した。

7月19日、オロミア州特別地区事務所は、アマレ・アレガウィ (Amare Aregawi) (レポーターの出版社であり所有者でもある) が所有するメディア・コミュニケーションセンター (MCC) に対し、アジスアベバから21マイル離れたデケム (Dukem) にある将来の印刷所の用地での建設をストップするよう命令した。この用地は、MCC が州事務所から借りていたものであった。7月24日、政府住宅庁は、違法な占拠であると申立て、アジスアベバの MCC 事務所用地を接收した。その用地もアマレが所有していたものである。

8月26日、EBA 本部長デスタ・テスファウ (Desta Tesfaw) は、アウランバ・タイムズに手紙を送り、新しい話の情報源を提供するよう依頼した。憲法によれば、報道関係者はその情報源を明らかにしてはならない、裁判の手続きに置いてですら、明かしてはならないとされている。

9月11日、アルクヅ (Al-Quds) の編集長のエツェディン・モハメッド (Ezeddin Mohammed) は、侮辱の数々及び人の争いを誘発しようとしたことを含め、新聞宣言第10条違反のかどで、8箇月服役した後、刑務所から解放された。その容疑は、学校での宗教礼拝に関する教育省通達を批判した記事を公表した後に生じた。エツェディンは釈放されたものの、17歳の息子のアーメド・エツェディン (Ahmed Ezedin) は同じ日にアフール州で逮捕された。アーメドは、父が服役している間、アルクズの代理編集長として働いていた。その逮捕は、アーメドがアフール・イスラム評議会を批判する記事を書いた結果だと噂されている。

2009年4月の事例については新しい進展がなかった。この事例は、政府通信事務所がピーター・ハインレイ (Peter Heinlein)、メレスカチェウ・アムハ (Meleskachew Amha)、及びエスキнда・フィレウ (Eskinder Firew) の3人のVOAリポーターを召喚し、メレスカチェウ及びエスキндаの免許を3日間停止したものであったが、その理由は全く明らかにされなかった。

正体不明の者が、エチオピア正教の指導に異議を伝えようとしたアディス・ネガ (Addis Neger) の記者であるアブラハム・ベギツェウ (Abraham Begizew) に暴行を加えた2009年7月の事例については新たな進展がなかった。

2009年9月、外国新聞社の報道員でアジスアベバを拠点にしていた一人のエチオピア人市民は、理由のない告発が確かにあるとの恐怖から国外脱出をした。

2009年12月、政府施策にしばしば批判的なアジスアベバを拠点とする週刊新聞のアディス・ネガ (Addis Neger) は、数か月にわたり政府による嫌がらせがあったと報じられた後、発刊を停止した。3人のスタッフ、アビ・テクレ・マリム (Abiy Tekle Mariam)、メスフィン・ネガシュ (Mesfin Negash)、及びタミラ・ネゲレ (Tamirat Negera) は、国外脱出をした。

2008年、週刊紙アウランバ (Awramba) の編集長ダウィット・カベデ (Dawit Kebede) は、地方選挙のEPRDF候補者を押すポスターを使って彼の新聞広告を掲示した事が選挙法に違反したかどで NEBE から告発された。告訴は2月に取り下げられた。

民間のアムハラの月間娯楽雑誌 ENKU のアレマイエウ・マテムウォルク (Alemayehu Mahtemework) 及び３人のスタッフについての２００８年の事例については進展がなかった。政府は、彼らを“人々を刺激するような煽動的記事”を公にしたとして告発し、釈放するまでに５日間拘留した。アレマイエウは、公の秩序を脅かしたとして告発された。雑誌は、２０１０年も発刊していた。

２００８年 Ginbot7 について記事を報道し、偽りの噂を流し公衆を煽ったかどで告発されたダウィット・ケベデ (Dawit Kebede) 及びウォセンネゲド・ゲブレキダン (Wosseneged Gebrekidan) は、２００９年１２月釈放された。

２００８年、アジスアベバ及びゴンダからそれぞれ来た２人の警察官が、The Reporter の編集長のアマレ・アレガウィ (Amare Aregawi) を彼の事務所で逮捕した。その逮捕は、ゴンダに拠点を置き、EPRDF が所有する醸造所が、労働争議に関する２００８年の話に続き持ち込んだ私的な名誉毀損の訴訟に関連するものであった。アマレは２００８年法廷に現れたが、彼に対する何の容疑もないことが分かり、保釈金は返還された。その記事の著者、テショメ・ニク (Teshome Niku) は２００８年に法廷に出頭したが、３００ブル（１８．３２米ドル）の保釈金で釈放された。釈放後、テショメは匿名の脅迫電話を受け、数名の身元不明者により殴られ、脅かされたと報告されている。２００９年１月、民間新聞のテショメはケニアに逃亡したと報道した。ダシェン醸造所のマネジャーは、２００９年８月アマレに対し、名誉毀損で訴えた。連邦高等裁判所の第１０刑事部はアマレに対し弁護するよう命令した。アマレは勝ち、２０１０年３月この事例は取り下げられた。

２００８年、アマレ・アレガウィ (Amare Aregawi) は彼の息子の前で民間人に襲撃された。アマレを襲ったことを認めた３人は、連邦高等裁判所に出頭し、彼らはアマレを襲うために雇われたと証言した。アマレは、彼が政府の汚職について記事化した新聞によって政府支援者により襲われたと思ったと報告した。アマレは、彼を襲った襲撃者を雇った一派について更なる調査を推し進めているが、年末まで進展がなかった。

２００５年の選挙で拘束され２００７年に釈放された報道関係者を含む数名の報道関係者は、自主亡命した。

首相のメレスは、３月１８日に公式に VOA アムハリ提供放送の妨害を公認するとし、VOA をルワンダラジオ局の Radio Milles Collins (千の丘自由放送局) になぞらえた。自由の丘放送局は、１９９４年の民族大虐殺を煽動するきっかけを作っていた。VOA アムハリ放送は、３月から１０月まで全国的に妨害を受けた。

アムステルダムに拠点を置き、Ginbot7 のグループに支援されているエチオピア衛星テレビは、政府の暴力的転覆を支持しているが、放送の開始の５月から、エチオピアでの定期的に放送妨害を受けていると報告した。

2009年6月、EBAは、民間のラジオ局シェゲル(Sheger)FMにV0Aプログラムの放送を停止するよう命令した。シェゲルは、契約によりV0Aプログラムの幾つか（そのほとんどは音楽であるが）を放送していた。シェゲルのマネジャーはその問題をEBAで解決しようとしたが、EBAは番組を再放送数するには政府から承認をとることが必要であると伝えた。正式な手続きを経た後、シェゲルは、短いニュース番組を除き全てのV0A番組の放送を再開した。

2008年、国会はマスメディア及び情報公開宣言を通過させた。法律は、報道関係者の裁判前拘束及び民間メディアへの検閲を禁止し、報道関係者が職業的な協会を作る権利を認めている。しかし、法律は、法人のみに印刷媒体を発刊することを認め、全てのそれまで免許を取得した新聞社に登録を求め、外国及びクロスメディア（一つの形以上のメディア、例えば印刷物及び放送を含む）所有を禁じ、政府にメディアを無制限に告発する権利を認め、公務員に対する侮辱を犯罪とし、侮辱の罰金を10万ブル（6,105米ドル）に引き上げ、“国家安全”を公表以前に押収する際の基礎として確立し、政府の情報職員に司法の検討なしに“微妙な”情報を保留する排他的な自由裁量を与え、しかもメディア規制のため通信所管局を維持しているのである。

情報省は2008年に解体された。新しい通信所管事務所は、直接に首相に報告をする。EBAは新聞社登録の責任及び解体された情報省からの監督を引き継いだ。全ての現存する新聞及び雑誌は、2009年にEBAに登録することが求められた。

2009年2月、EBAは、新聞、雑誌出版社及び報道機関に2%を超える株を所有する者が、その報道機関の編集者又は副編集者になることを禁じる規制を出した。

政府は、認可当局をメディアの間接的検閲のために使った。2009年6月、州高裁は、控訴を棄却し、シセイ・アゲナ(Sisay Agena)、セルカレム・ファシル(Serkalem Fasil)、及びエスキンデル・ネガ(Eskinder Nega)に、彼らの以前の出版社に解体を求めた2005年の法廷ルールが原因で、新聞許可が認められないと裁定した。被告が全ての容疑を免れ、彼らの以前の会社が現存しないなか、法廷は、これらの個人に許可を認めたとしても、それは以前の会社解体を命じた2005年の法廷ルールをうまく回避するのと同等であると分かっていた。

2009年州高裁は、彼らの2005年選挙記事に関連して同じ3人の出版者に対し2008年に合計30万ブル（18,315米ドル）を科した罰金を取り下げた。彼らは、2008年に出庭し、恩赦法を引用した誓願書を提出した。それには、人に認められた恩赦は、自動的に彼らに対する金銭的科罰が付随すると規定している。

2008年、（現）CUDの議長のアイエレ・チャミソ(Ayele Chamiso)は、アディス・ネガ(Addis Neger)、アウランバ、(Awramba Times)、今はなきソレッサ(Soressa)の民間3新聞社に対して告発し、新聞社が彼の党の名前を他のグループのために使用したと主張した。2008年アウランバ・タイムズの編集者であるダウィット・ケベデ(Dawit Kebede)は、侮辱の罪で法廷に出頭し、2,000ブル（122,10米ド

ル)の保釈金で釈放された。2009年12月、アイエレ チャミソは、3新聞社に対する容疑を取り下げるよう法廷に求めた。

インターネットの自由

政府は、インターネットへの接触を制限し、政府の暴力的転覆を擁護する謀反グループ(OLF, ONLF, 及び Ginbot7)のウェブサイト及びアディス ネガ(Addis Neger), ナツレット(Nazret), エチオピア レビュー(Ethiopian Review), サイバーエチオピア(CyberEthiopia), クアテロ アムハリク マガジン(Quatero Amharic Magazine), テンサエ エチオピア(Tensae Ethiopia), エチオピア メディア フォーラム(Ethiopian Media Forum)などのディアスポラ(在外)派反政府グループによって運営されている幾つかのニュース・ブログ含むサイトにアクセスすることを制限した。

2009年3月初め、政府は短い時間ではあったが、全ての国内のニュースのウェブシサイト及び野党のウェブサイトのインターネット制限を解除した。しかし、ナツレット・コム(Nazret.com)を含む幾つかのウェブサイトは、その直後に再び閉鎖されたと報じられている。

2008年、CPJによる新聞報道は、信頼できる筋によると、そのサーバーは、エチオピアのユーザーにはアクセスできない、またエチオピアからのEメールはCPJには来ないと伝えた。この報道は、CPJがアマレ アレガウィ(Amare Aregawi) レポーター(The Reporter)編集長の拘束を調査していることと同時に浮上してきた。レポーターは、またこの期間そのウェブサイトが4日間にわたり、ブロックされたと申し立てた。その年、CPJのウェブサイトは、他の期間もアクセスできなかったのである。CPJは、ニュースをEメール及びその国内でアクセス可能なウェブサイトで報道し続けた。

2009年3月、ETJは、42,707のインターネット申込者がいると報じた。都市部の市民はインターネットのタウンカフェに簡単にアクセスしたが、農村部は極端に制限されていた。国際電気通信連合によると、全国民の約0.45%の住人が、インターネットを使用していた。携帯電話のメッセージは全国的に使用できた。通信情報省によると、携帯電話申込者は610万人であった。

学問の自由及び文化的行事

政府は、その年学問の自由を制限した。当局は、どのレベルであれ、教師が公式の科目から逸脱することは許可しなかったし、大学キャンパスでの一党に偏した政治活動及び組織は、積極的に禁止をした。無数の事例報告は、EPRDのメンバーでない者は、望ましくないポストに異動させられ、昇進が迂回させられたと伝えている。政党员、人種、又は宗教に基づく大学社会の偏見に個人的な不満が無数にあって、大学の人事決定に透明性が欠けていたのである。言論、表現、及び集会は、大学及び高等学校キャンパスでしばしば制限された。野党、特にオロミア、ティグライ、アムハラ及びSNNPRなどのメンバーであるか、支持者であると考えられた何人かの教師は、地方職員から嫌がらせがあったと報道され、また仕事を失う脅しや遠方の地への異動の脅しがあったと報道された。

大学生のなかには、大学での在籍又は卒業後の政府での仕事を確保するため、EPRDF への忠誠を誓約させられたとする者もいたと報じられた。多くの信頼すべき筋によると、教師及び10学年及びそれ以上の学年の高等学校生は、革命的民主主義の科目及び経済開発、国、及び教育に関するEPRDF 政策に関する学校でのトレーニングに出席することが求められた。トレーニング終了後、参加者は通常EPRDF メンバー書式が授与された。結果として、学生の中には、将来大学入学の許可を得るにはEPRDF の会員であることが必要であると思ひ込む者もいた。

8月、文部省(MOE)は、公立及び私立の大学が提供している遠隔教育のプログラムを禁止し、また私立の大学が法律及び教師の教育で学位を提供することを禁止する通達を出した。その通達は、また私立大学がその提供する科目を、以前MOE が発表した科学と社会科学の学問割合を70対30とする政策と連携するよう求めた。その通達は、大学に進行中の教育を完了するのは認めたが、新規の登録は認めなかった。この通達は、遠隔教育プログラムの主たる提供者であった私立の大学に不均衡に影響した。私立の大学の授業科目は、また著しく社会科学に集中していた。MOE 職員は、通達の理由として質の基準を維持する必要があると言及した。10月、政府は禁止を解除した。

b. 平和的集会及び結社

平和的集会

憲法は集会の自由を定めている。政府は、この権利を規模の大きい会合の組織者には制限し、またデモは48時間前に政府に通知し許可をえなければならない。地方政府は、常にEPRDF と連携しているのだが、市役所へのアクセスを制限し、また野党には、地方政府が法的な政治集会のために野党がホールを使用するスケジュールを否定、そうでなければ妨げようとするとの不満がある。

アジスアベバ地方行政を含む州政府は、許可を認めたがらず、また大集会には警備を付けた。

多くの野党は、野党の活動家が集会に入退場し、また参加する際、EPRDF の一派がキャンペーン集会の入口においてカメラで写真をとると報告した。集会の後、写真を撮られた個人は、野党への支持が継続できないよう嫌がらせを受け、脅かされたと報告されている。また時々、拘束されるときもあった。

野党は、またしばしば公的なキャンペーン集会を開くために、通常EPRDF に加盟する地方職員が管理する地方の市役所ホールを私用で使用許可を得るのは困難であると報告されている。

2009年8月、UDJ は、地方当局から許可を得た後アマダで市民集会を開催しようとした。集会に先立ち、地方当局はUDJ がポスターを表示し、公衆に集会を知らせることを妨げた。集会は数人の参加者の叫び声で混乱した。警備は、その混乱を止めようとはしなかった。集会は、開始から15分で閉会した。通信省は、その混乱は違法であるとして調査を開始すると発表した。が、年末になっても、結論について報告はなかった。

シャキソ (Shakiso) ウォレダからの報告によれば、2009年12月ラガ デミ (Lega Demi) 鉱山での採掘に抗議しようとした学生や高齢者住民に対して逮捕や暴行行為が行われたとのことである。住人は、鉱山は近隣の川に有毒な廃棄物を捨てていると主張した。鉱山エネルギー省及び地域の行政事務所は、流産や死産につながる環境障害の噂を払拭する研究を行い、そのような障害はなかったとした。2009年12月、警察は、陳情に対する地方職員の対応を見越してデモで100人以上を逮捕した。その中には、アセファ・アルエ (Assefa Arure) 及びドレチャ・ロベ (Dulecha Robe) の二人の政治家が含まれていた。新聞報道及び前国会議員のデンボラ・ボク (Demboba Boku) によると、(2010年) 1月5日～6日に、この暴動に関連して警察はアワッサ (Awassa) 大学の3人の学生を逮捕した。

住民が行なった近隣農地の使用の申請について地方職員による引き伸ばしに抗議した2008年のデジェン (Dejen) 町住人への暴行については、何の進展もなかった。

結社の自由

法律は結社の自由及び無制限の平和的政治的活動へ参加する権利を規定しているが、政府はこの権利の行使を制限している。

2009年2月に採用され、(2010年) 2月に施行された慈善と社会宣言 (COS 法) によると、慈善及び市民社会機構 (CSOS) は、2月までに最近確立された慈善及び社会庁 (CSA) に登録することが求められている。CSA は、もともと MOJ の所管のもとにあったが、その年の末までに州所管省に移行した。MOJ によると、法律が採択される前は3, 522の組織が登録されていたが、その法律採択後、1, 655の組織が登録している。

外務省は、国際 NGO 団体の申請を審査し、登録を承認するかしないかの勧告をしている。

エチオピア教師協会 (ETA) は1967年以降活動しているが、EPRDF が1993年に政権を取って以来、代理の親 ETA が設立された。1993年に元の ETA 及び政府支持の ETA が組織の名称及び財産権について長期の法的闘争を開始した。2008年、最高裁は、元の ETA を認めず、親 EPRDF に名前及び財産を与えた (第7節 参照)。2008年、元の ETA は国家教師協会としての登録を MOJ に申請したが、登録は却下された。

c. 宗教の自由

宗教の自由の完全な記述に関しては、2010 国際宗教自由レポート www.state.gov/g/drl/irf/rpt を参照。

d. 移動の自由、国内流民、難民保護、及び無国籍人

法律は国内の移動自由、海外旅行、移民及び本国送還を認めているが、政府は実際には幾つかの権利を制限した。

政府は、ONLF の装備した謀反者が治安への脅威をもたらしているとして、ソマリ州のオガデンへの人の進入及びそこでの移動を厳しく制限した。

法律は、強制追放は禁じている、また政府はそれを実施することはなかった。数名の市民は、著名な人権擁護者を含め、政治亡命又は自主亡命で外国に留まった。

（２０１０年）１０月、政府はエチオピアで生活する流民のエリトリア人が、完全な公共サービス享受し、永住エチオピア住民になることを認めた。

国内流民

連邦災害危機管理及び食料安全部（DRMFSS）は、農業及び農村部開発省の下にあるが、保健、農業、及び水資源省と連携しながら、IDPs の緊急支援に責任を有する主要な政府機関である。しかし、何の調整メカニズムもなく、何の政府政策、特に IDPs や関連する事項に向けた政策はなかった。DRMFSS 権限は、支援を含むだけで保護、帰還、再定住又は恒久的な解決の提示は含んでいない。また、IDP 事項は、大抵の場合特別委員会ベースで実施される。

エチオピアでの紛争と自然災害による立ち退きの関係は、複雑である。幾つかのケースでは、紛争が、干ばつによる立ち退きをより悪化させた（例えば、ソマリ州の例）。国連人道援助局は、ガンベラの 62, 259 件及びソマリ州及びオロミア州での 184, 239 件を含めると、30 万から 35 万の自然災害及び紛争原因の IDPs があつたと見積もっている。

ガンベラでは、共同体間の紛争及び資源をめぐるスーダン住民との国境紛争が脆弱性を高め、立ち退きにつながった。州政府は、部族間の紛争で影響を受ける人々の数は不明だが、それは懸念ではあると認めた。加えて、ムルレやロウヌエルのスーダン人による侵攻の衝撃は住民をアコボのウォレダス、ジョル、及びワンタワからの立ち退きにつながった。政府及び人道支援者共同調査は、3 月に完成したが、約 11, 460 家族（57, 300 人）がマサールのウォレダス、ラレイタング及びジョルから立ち退かされたと述べている。

2009 年 7 月、メニットゴルディア及びメニットシャシャ（アムハラ州）のウォレダ職員は、理由は不明だが約 5, 500 のベンチマジの人々を彼らの家から立ち退かせた。多くはアディスに逃げ、何人かの政府職員に訴えた。数名は苦情をオンブズマン事務所に提出した。地域と地帯の政府当局による共同調査の後、1997 年 8 月以前にメニットゴルディア及びメニットシャシャに住んでいた人々は、それぞれ彼らのウォレダスに再定住する決定がくだされた。1997 年 8 月以降に来た者はアムハラ州に戻さ

れた。車がアムハラ州政府により提供されたが、大抵の犠牲者は、行くことを拒んだ。何故なら、それらは SNNPR のウェルキテ及びゴジェブからやってきたと考えたからである。

難民保護

法律は、難民の地位に関する 1951 年協定、またその 1967 年議定書、及び 1969 年アフリカにおける難民問題に関する特有の状況に関する条約のアフリカ統一機構に従い亡命又は難民認定を規定している。政府は、難民の保護を提供するシステムは確立した。実際、政府は、難民の生命や自由が人種、宗教、国籍、特定の社会グループの会員であること、又は政治的見解のために脅威に曝される国への国外追放又は難民の帰国に対し保護の提供を行なった。また、政府は難民の地位や亡命を許可した。一般的に政府は、難民の支援、国民の帰国を支援することで、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や他の人道的組織と協力した。しかし、イエメンから送還されたエリトリアの亡命希望者が国に帰ると拘束されたとする事例が多く報告されている。

2 月、国連難民高等弁務官事務所との協力により、政府は、新しいソマリアの難民を受け入れるため、ケニアとソマリアとの国境近くのドロ オド町の北西に、新しい難民キャンプ、メルカディアを開設したが、2009 年 4 月に開始で、この施設は 20 万人の収容規模に達した。新しいキャンプの収容規模は、3 万人であったが、年末には 22,659 人以上を収容した。国連難民高等弁務官事務所は、またソマリアの亡命希望者の引き続く流入に対処するため、ボコルマヨの人口規模を 3 万人に増やすように計画した。ドロ オドの通過センターでの新規到着者の登録は、月平均 1,700 人であった。

エリトリアの亡命希望者の数は、移民国際移住機関（IOM）によると、2009 年の 800 人から 1000 人に比較すると、毎月約 1000 人から 1500 人で新規到着者があり、増加している。前年は、約半分で、月 500 人から 700 人と推定されていたエリトリア難民は、毎月、次の移住でエジプト及びスーダンを通りヨーロッパ及び他の目的地に出発した。

4 月政府は、マイ アイニキャンプから 9 マイル以内に、エリトリア難民キャンプ、アディ ハルシュを開設した。国連難民高等弁務官事務所は、エジプトで拘留され、エジプト当局により追放された 150 人以上のエリトリア難民をマイ アイニ又はアディ ハルシュに受け入れ、移送することに支援し続けた。全体で、国連難民高等弁務官事務所は、年末にエチオピアには 44,823 人のエリトリア難民が住んでいると報告した。国連難民高等弁務官事務所及び政府は、またエリトリアから逃げる同伴者がいない未成年者の数が著しく増加していると報告した。このような未成年者の数は、2009 年の 12 月においては 336 人から、年末時点で 1,100 人に増加した。15 歳から 17 歳の年齢層の同伴者がいない未成年者は、軍の徴兵を避けるためエリトリアを逃げたと述べた個人を含むと、このような未成年者の全人口の 75% 以上を占めていた。

8 月政府は、エリトリア難民のキャンプから出る方針を表明した。これは、全ての難民、その大抵の者は、エチオピアのどこかに住む許可が認められないのであれば、エリトリア、ソマリア、及びスーダンの国境

近くに居たのではあるが、指定の場所に残留する従来の条件の変更であった。この新しい政策に先立ち、この許可は、第一時的には高等教育機関に出席し、医療を受け、またキャンプでの治安的脅威を回避するために与えられた。エリトリアの難民が、北部の3箇所のキャンプ外で生活することを認めたのである。この政策は、エリトリア難民に移動の自由を付与したのであり、キャンプ内でのサービス提供の負担を軽減したものであった。国連難民高等弁務官事務所及び政府に登録した難民は、1,700人以上に上った。その殆どは、ソマリア、及びコンゴ民主共和国から来ていた。

政府は、国連難民高等弁務官事務所との協力で、1951年協定及び1957年議定書の下で難民と認定されないスーダン、エルトリア、及びソマリアからの来ている個人に一時的な保護を提供し続けた。

その年、IOMは、外国に再定住のため出発した4,606人の難民を処理した。依然進行中ではあるが、スーダン人の送還についての関心が弱まり、国連難民高等弁務官事務所及び政府は、その年スーダン人の難民が本国に帰ることを支援しなかった。

1月18日、アイニキャンプの外で、一台の車が検問で停止しなかったため、警察が発砲し、一人の難民女性を殺害し、他の二人に重傷を負わせた。1月12日警察はアイニの外にある警察検問所で、3人のエリトリア人に発砲し、一人が致命傷を負った。二つの例で、難民は、次の移住先にマイ アイニを出て、スーダン及びエジプトに行くことを求めた。国連難民高等弁務官事務所は、それに対して、公式に政府に調査を求めるよう手紙を書いた。

4月28日、ケブレベヤ難民キャンプからの9人のソマリア難民が、ONLFに加盟した容疑で逮捕された。その後、全員が告発されずに釈放された。6月30日、ケブレヤからの一人の難民が、ONLFとのつながりで8年の服役を宣告された。

2009年12月に逮捕された4人の難民は、年末に容疑無しで刑務所に収監されていた。難民帰還者問題機関は、エチオピア政府の機関ではあるが国連難民高等弁務官事務所ではないものの、その服役者に接触した。

2009年時点、エチオピア難民の強制的本国送還で、スーダン政府との政府協力についての申し立てはなかった。2009年、ソマリランド及びプントランドからの難民が、政府の治安部隊に引き渡されたというルフールマン（注：難民を迫害が予想される地域に追いやってはならないとする国際法上の原則）の事例があった。

2009年の警察によるケブレベヤ キャンプの8人の逮捕及び軍によるその後のその3人の殺害について進行中の調査に進展はなかった。政府は、その個人は、IDPsで難民ではないと主張した。国連難民高等弁務官事務のデータベースからの証拠から、その個人は登録された難民であることが判明したとき、当局は、難民を装うエチオピア人であると申し立てた。国連高等難民弁務官事務所は、治安部隊による引き続く嫌がらせが原因で、その事件に巻き込まれた難民の家族をケブレベヤから移転させた。

第3節 政治的権利の尊重 政府を変える国民の権利

憲法及び法律は、政府を平和的に変える権利を規定している。実際は、エチオピアは、政府の平和的変更を経験したことはないし、政権与党の EPRDF 及びその同盟者が政府を支配している。（2010年）5月の国家及び地方の同時選挙で、EPRDF は、約全投票数の79%を獲得したが、全議席の99%を勝ち取った。登録者の93%が投票したとおり、選挙の日は平和的であったが、独立して投票監視を行うことは厳しく制限されていた。信任状をもった外交官も首都に限られ、投票場の近くに近寄ることは禁止された。独立した投票監視者のうち当該手続に関与が許可されたわずかな者は、EPRDF に質問することはしなかったが、野党候補や支持者に対する脅しを含む公正でない政府戦略が、その勝利の範囲を広げたという十分な証拠がある。国際監視は、5月23日の投票のため5月16日に到着したアフリカ連合（AU）からの60人の監視者、及びEUからの120人の監視者に限られていた。そのうちのいく人かは2月上旬に到着していた。選挙に続く事前のコメントで、アフリカ連合は自由で公正であることを宣言した。EU は、その選挙は透明性の国際基準に達していない、また野党に対等の立場を与えていないと結論づけた。全体としてEUは”懸念と危険の状況”であると観察し、野党が嫌がらせの苦情件数とその内容の一貫性は、”懸念すべき事項”であり、”選挙課程に対する総合評価”で考慮すべき事項であると指摘した。

選挙及び政治参加

憲法は、国民に自身の選択で自由に政治組織に参加する権利を規定している。しかし、実際は、これらの権利は、官僚的障害及び EPRDF 活動家の管理の下で地方職員及び EPRDF 活動家、地方警察、及び影の地方の民兵によって行使される肉体的脅威や暴力を伴った政府及び政権与党の脅しによって、制限されている。

（2010年）5月の国政及び地方選挙で、EPRDF 及びその加盟者は2,453議席の内2,450議席を獲得した。2008年の地方選挙で、大半の野党が選挙をボイコットして、EPRDF 及びその提携者が340万議席のうち、4議席を除く全てを獲得したこともあり、5月選挙の巡り合せは、あらゆるレベルでの EPRDF の政治的支配を堅固にした。

5月選挙に先立つ2年は、自由で公正な選挙を誘導する環境は整っていなかった。EPRDF は、現職の強みをいかし野党の候補者及び活動家の政治的余裕を制限した。州レベルでも、EPRDF 支配の議会で通る一連の改革案は、EPRDF が選挙過程で野党及び市民社会組織の自由を制限することを許すことになった。国会は、政党があらゆる形の苦情を専門家の評価や裁定に提出する“合同審議会”の制度を創設する行動規範を法制化した。国家のために想定された637の合同審議会の内16審議会のみが、事実上作られ、しかもアディスアベバの合同審議会のみが、熱心に事例を取り上げた。首相のメレスは、特定しないまでも行動規範の違反があったとして選挙後刑事訴追をすることとして野党指導者を脅迫した。しかし、年末まで訴追はなかった。全てのレベルで、何千もの野党活動家は、立候補名簿を提出する際の嫌がらせから地方民兵による暴行に至る EPRDF 支援の虐待について苦情を呈し、さらにこれらの苦情を提出する非 EPRDF が主導するフォーラムがないと不満を述べた。法律は、キャンペーンに部分的な公的資金の提供を規定している

が、資金は、国会で各党が持つ議席の数を基に配分されるため、実際野党が受けるのは極わずかであった。法律は、また私人及び会社がキャンペーンに貢献するのを認めていたが、最近法制化された開示ルールは、殆ど野党への寄付を制限するものであった。EPRDF は何百万ドルの選挙資金をもって選挙戦に突入したが、主要な野党は事実上破産した。

国会は、また CSO 法を制定した。この法律は、10%以上の外国資金を持つ NGO が選挙過程で参加することを禁止した。これは、本質的に選挙で独立の市民社会参加者を排除するものであった。

投票者教育努力は、以前市民社会で行われていたものではあるが、独占的に NEBE に引き継がれたが、NEBE は、その投票者教育キャンペーンを選挙の直前数日に行なっただけであり、その指導は投票所を見つけ投票用紙を記入することに限定されていた。投票者の大多数は文盲であったが、彼らに説明すべきであろう重要な教育努力、つまり投票者は誰に投票するか、どの党を選ぶかは自由であるということは、行われなかった。

ERPFD は、上院議院である連邦院で112議席全てを統制したが、そのメンバーは州政府及び連邦政府によって指名されるのである。上院議院の主たる役割は、必要に応じて下院で通過した法律の合憲性を判断し、連邦政府から州へ財源を配分することである。

州議会の野党候補のアレガウィ・ゲブレヨハネス (Aregawi Gebreyohannes) は、3月2日西部ティグライで殺害された。彼は、野党連合フォーラムに所属するアレナ・ティグレ (Arena Tigray) のパーティのメンバーであった。党首のゲブル・アスラト (Gebru Asrat) は、その殺害が、アレガウィへの数週間に渡る嫌がらせや様々な政治活動を契機とした逮捕の末に起こったと述べた。政府は、彼の死は、アレガウィとアレガウィ レストランの客であったチゲ・ベルハン (Tsige Berhane) との個人的な言い争い及び衝突が原因であると発表した。チゲは、(2010年)3月10日に殺人罪で有罪となり、15年の懲役を宣告された。

(2010年)4月16日、ビヤンサ・ダバ (Biyansa Daba) はアジスアベバの病院で亡くなった。ビヤンサの家族及びフォーラム連合指導者の主張によればビヤンサは、フォーラム活動家であり、彼は、故郷であるオロミア州のバレミ (Balemi) 村で地方職員、警察、及び民兵により繰り返し嫌がらせを受け、肉体的に虐待されたとのことである。ビヤンサの家族及び近隣者によれば、ビヤンサはその死の約2週間前に自宅の外で地方警察及び民兵に激しく打たれ、アジスアベバの病院へ搬送される前、バレミ及びアモボ (Amobo) で治療を受けることを求めたという。地方職員及び警察は、ビヤンサは ERPFD の支持者であると主張し、暴行があったことは否定し、その申し立てを調査しなかった。アジスアベバの ERPFD 指導者は、ビヤンサは自然死が原因で、その主旨の検死レポートを作成した。暴行を証言し、治療記録を見たビヤンサの親しい友人のデグリス・メレラ (Degris Merera) は、ビヤンサの死は、暴行からのトラウマが原因であると述べた。(2010年)5月にデグリスが逮捕され、“憲法秩序を破壊する暴動を組織した”かどで有罪とされた。同年9月彼はアンボ刑務所から釈放された。

政府の民族的連邦主義政策は、下院で主要な民族の全てグループが代表となる小選挙区制の形成につながった。80以上の民族グループが存在し、少数民族グループは立法で代表者を出せなかった。6州（ティグライ、アムハラ、ベネシャングル、SNNPR、ガンベラ、及びハラー）で、24の民族グループが存在していた。これらの民族グループでは、2007年の国政調査の人口を見ると、選挙区の議席を資格づけるに十分な人数は無かったが、5月選挙では、これらの民族グループの代表者が、下院で24の特別議席を争うこととなった。加えて、この24の民族グループは、選挙によらない、儀礼的な要素の強い連邦院（House of Federation）をそれぞれ1議席ずつ獲得した。

2010年、統一民主主義勢力（UEDF）、UDJ、OFDF、民主主義及び主権のためのアレナ・ティグレ（ArenaTigray）及びOPCからの報告によれば、同メンバーらは逮捕され、全国の政党事務所で強制的閉鎖をさせられ、地主からの政治グループを強制的に立ち退かせるとの脅しを受けたという。。

2010年、支持者に会うため選挙区に遊説に行くことについて、問題のなかった者もいるものの、連邦又は州議会議員を含めた野党の政治指導者の中には、これを辞めさせられたり、肉体的に妨害されたりした。。2010年1月、オロミア州の警察及び民兵並びに民間人は、二人のOPC上級指導者が候補者を登録しようとしたときに、肉体的に危害を加えたといわれている。

ヒューマンライツ・ウォッチは、さらに政府やEPRDFによる野党候補者及び活動家に対する選挙前の脅しや嫌がらせについて文書化している。選挙前の期間、政府は、VOA及びドイツ・ウェラ・エチオピア語放送（Deutsche Welle Ethiopian-language broadcasts）を妨害し、そのウェブサイトをブロックした。その情勢は10月まで続いた。

下院では152人の女性議員が、定員11人の最高裁判所に2人の女性裁判官が、及び39人の州大臣のなかに3人の女性大臣がそれぞれいる。

EPRDFの会員資格は、そのメンバーに便宜を供与した。例えば、EPRDFは多くの会社を直接所有し、忠実な支持者に対し仕事及び業務契約を与えていると考えられている。地方当局が野党のメンバーに対して、もし補助の種や肥料、つまり市民サービスの仕事の手配、昇進又は保持、大学生の資格指定、学卒者の就職、及び政府が管理するその他の便益を享受したいであれば、党員資格を捨てEPRDFのメンバーになるよう告げたとする報告が頻繁にある。

2010年を通して、教師及び他の政府職員が、野党に所属するのであれば、雇用の停止を受けるとする信頼すべき報告があった。OFDM及びOPCの野党グループによると、オロミア州政府は、野党のメンバー、特に教師、に対し職を解雇するという脅しを続けた。

登録された政党が地方事務所を開設し、占有するには州政府の許可を得なければならない。しかし、地方職員の圧力により事務所を閉鎖したことが報告された。地主がそれらの政党の借家人を追い出すよう脅すことが常用されている戦略であるとして報告されている。事務所閉鎖に追い込まれる別要因として、資金

の調達力が減ったことが挙げられる。例えば、OPC は、2005年には100事務所を所有していたが、今ではわずか7事務所を所有するだけとなった。

OPC の政治指導者であるメコンネン・ゲレタ少佐(Major Mekonnen Geleta) 及びアスラト・タケルグン大佐(Colonel Asrat Takalegne) は、5月の選挙のため党候補者を登録しようとした際、EPRDF のウォレダ職員を含む与党支持者から殴られ、脅されたと申し立てている。同人らは、EPRDF 支配の地方機関に訴えたとしても、無駄であり、また危害が加えられる可能性があるとして、法的行動は取らなかった。

OPC 議長のメレラ・グディナ(Merera Gudina) は、5箇所のウォレダで候補者を登録することができなかったこと、治安部隊が、OPC の車を襲い、損壊し、党の文書を盗み、候補者登録のため東ウォレダに赴いた代表者に暴行を加えたこと、ソマリ州の警察官が群集を離散させることで集会開催を妨害して、ウォレダで計画されていた38のイベントの内、彼が開催できたのは6つに過ぎなかったことを述べた。

連邦議会のグツ・ムリサ(Gutu Mulisa) に対する2008年の暴行の容疑を受けた CUD 支持者のビリスマ・シュゲ(Bilisuma Shuge) については、進展がなかった。

第4節 公務員の汚職及び政府の透明性

法律は、公務員の汚職に対し刑事罰を規定している。汚職は問題で、ワイロを要求する交通警察官においては特にそうである。世界銀行の2009世界ガバナンス指標は、汚職が深刻な問題であると明らかにしている。

MOJ は、汚職との戦い、広く連邦倫理腐敗防止委員会（倫理委員会）を通して、汚職と戦うことの第一義的責任を有している。社会的圧力、文化的規範、及び法的規制が、汚職を制限する。しかし、政府職員の中には、私物化を画策する者もあり、そして国家及び党所有の企業は、土地の借地契約及び信用貸しに優遇的な権利を得た。

3月国会は、全ての政府公務員及び労働者は公式にその財産及び個人資産を登録しなければならないとする財産の開示及び登録宣言を通過させた。政府公務員の財産の登録は12月に開始された。年末には、大統領、首相、及び全ての内閣レベルの大臣が財産を登録した。

4月22日、連邦高裁は、アジスアベバにある土地を違法に売った計画に関連して、汚職を問われた7人の被告に対し、2年から15年の刑に加えて罰金を言い渡した。土地及び家屋部の前技術者のベハイル・レンマ・ディンクは、違法に2億5百ブル（12.5百万米ドル）の市の土地を独占する2つのダミー会社を作った。その土地リース会社の2人の従業員は、虚偽の協会を捏造し、彼の主な共謀者として活動した。

連邦倫理腐敗防止委員会は、３月から５月にかけて、汚職で有罪とされた１１０人が、１年から１２年の懲役及び３、０００ブルから５０００ブル（１８３米ドルから３０５米ドル）に上る罰金を宣告されたとする声明書を出した。声明は、それらの人々は、権力の乱用、公共財産の使い込み、ワイロの收受、行政執行の誤処置について有罪であるとした。１２年を宣告された個人は、州法廷法律執行部の前財務部部長、ゴシュ・アンデゥアレム及びアジスアベバのコイフェ行政区の開発事務所の前マネジャー、ウォンドウォセン・アレムである。１１０人の内１９人は、女性であったと報告されている。

政府入札は、入札が受け入れられた後しばしば立ち消えになり、成就されることなく何度か再公開され、又は実施過程や再検討が殆ど不透明なまま政府及び与党に強いつながりがある入札者に与えられたのである。

２００９年２月、倫理委員会は、２００８年８月から２００９年１月にかけて、調査を実施し、２０３件の汚職容疑者を逮捕したと報告した。倫理委員会は、また倫理、反汚職法、及び汚職防止戦略について５５３人に訓練授業を実施したと報告した。

２００９年１０月、連邦議会のベレテ・エタナ・ディササは、違法な調達、不法な支払い、及び２．５億ブル（１億５、２００万米ドル）に上る簿外支出を含め、連邦政府内部で見られた深刻な汚職の例について幾つかの申し立てを公表した。

２００９年１２月、連邦高裁は、６．７百万ブル（４０９、０００英ドル）以上の価格を有する土地を違法に所有したかどで９人の陸軍士官及びアジスアベバのコルフェカラヤノ行政区職員に１０年の懲役及び５、０００ブルから１０、０００ブル（３０５米ドルから６２０米ドル）の罰金を宣告した。

２００８年、倫理委員会は、ETCの前業務執行取締役のテスファイ・パール、及び１２名の他の事務執行職員を逮捕し、政府入札規則に反し、価格が１５．２億ブル（９、２７０万米ドル）の装備及び技術契約を承認したと告発した。８月ETCは、テスファイ及びその他の者に対する証拠が、一見して汚職のケースであったため、１２人の被告にそのケースについて説明するよう命令した。そのケースは、年末時点で未解決であった。

２００８年、倫理委員会は、１億５、８００万ブル（９７０万米ドル）相当の金のスキャンダルに加担した８人の高級国営銀行職員を告発した。連邦高裁は、被告にそのケースについて説明するよう命令した。それは年末時点で未解決であった。

警察及び司法の汚職が問題となっている。

法律は、政府情報に対し公のアクセスを規定している。しかし、アクセスは実際には大きく制約されている。２００８年に通過した新聞法は、情報の自由条項を含んでいた。

政府は、法律及び規則を国家公報でその発効前に公表している。通信業務事務所は、政府と新聞、及び一般人との連絡を管理していた。しかしながら、民間新聞は、日常的に政府が民間新聞からの質問に対し拒否したと報告している。

第5節 申し立てられた人権侵害についての国際的及び非政府の調査に関する政府の態度

少数の国内人権グループは、顕著な政府の規制を受けつつも、一般的には活動を行なっている。政府は、国内の人権グループや国際監視者に対して一般的に疑い深く、また警戒していた。特に5月の国政選挙の前の期間、それは選挙直後の状況に続いたが、国内メディアは、ヒューマンライツ・ウォッチ（HRW）のような国際的な人権グループには批判的であり、彼らを破壊的な“新自由主義者”及び“特殊利益追求”協議を促進するものであると告発している。また、政府は、選挙の期間中は国内における外交活動を規制した。

（2010年）5月の国政選挙の前後、HRWに対する小規模デモが行われた。HRWは、国内事情を妨害したとして強く批判された。11月8日、EU選挙監視団は、選挙に関して最終報告書を提出し、“選挙に国際的な関与が欠け、特に選挙の過程での透明性に関してそのことが顕著であり、また競合する全ての党に提供すべき対等の立場に欠けていた”とする投票過程として批判した。EU選挙監視団は、ケベレのレベルでの”与党と地方行政機関との区別の曖昧さ“を記述し、また投票所の最終の結果と27%の調査事例での事前の記録された投票数との食い違いを発見した。

2月13日、CSO法が1年間の猶予期間の後施行された。猶予期間中、NGO及びCSOは新しい登録方法を完成しなければならなかった。法律は、外国の団体から財源の10%以上を受けている慈善団体、企業、及び協会（NGO及びCSO）が、人権及び民主主義を促進する活動、つまり障害を持つ子供及び大人の人権、国民、国籍及び人民、性、及び宗教の平等、及び正義の促進などに従事することを禁止している。猶予期間中、指導的な人権保護組織は、外国の寄付者から10%以上の財源は得ないとする地方慈善団体（local charities）か、又は寄付は認められるが指定地域での活動は禁止される“住民慈善団体（Resident Charities）”として登録することにより調整を行なった。

EHRCO及びエチオピア女性法律家協会（EWEA）の2つの人権防御組織は、そのミッションを守るため地方慈善団体として登録し、法律に合わせた。申し立てられた人権虐待に関し現実的調査を行い報告するエチオピア唯一の組織EHRCOにとって、その再調整は、CSO法で求められた、少なくとも5つの州で事務所を維持する余裕はないことから、“エチオピア”の指定を落とすことを含んでいた。したがって、名称から“エチオピア”を削除し、HRCOとして登録した。政府によりNGOを監督するため設立されたCSAは、この2つの組織と他の4つの組織について、2009年に集めた財源は2010年の年間業務計画に照らして突合しなければならないとして口座を凍結した。贈与者は、没収された資産はその機関、または少なくとも贈与者に返還されるべきだと要求したが、その件は2010年末まで未解決であった。

EWLA は、3箇所の大きな地域で不利な立場にある女性に支援サービスを提供する顕著な女性人権擁護 NGO であった。つまり、性によるギャップを見つける調査と擁護、国の法律の修正の示唆、暴力の犠牲者に対する法的支援及び婚姻関係並びに雇用における市民問題の解決、女性の人権に有害となる伝統的な展望の側面に影響を与える公的教育である。財政削減により、EWLA は、公的な教育プログラムを大幅に削減し、70%まで人員削減を行い、ホットラインを閉鎖した。

エチオピア弁護士会のような他の著名な組織は、新しい名称で再登録することを強いられた。その名称が、EPRDF によって組織された新設の同一の協会によって勝手に使用されたからである。

CSO 法が採択される前には、3,522の組織が登録されていたが、法律の後の登録組織は1,655であった。政府は、登録しなかった大半の組織は、再登録の過程に先立ち機能する組織を持っていなかったのだと主張した。

政府は、国内の人権組織で働く個人に対し嫌がらせを行なった。2009年6月、南部ウォロ地帯のウェレバボ(Werebabo)ウォレダ職員はビスティマ(Bistima)町の調査員ムルゲタ・フェンタウ(Mulugeta Fentaw)を逮捕した。彼は、200ブル(12.21米ドル)を盗んだとして告発され、8箇月の懲役を言い渡された。2009年7月、高裁はそのケースを棄却した(第1節d参照)。

政府は、一般的には国連のような国際的組織とは協力的であった。2009年、人権高等弁務官の事務所、東部アフリカ事務所の支援を受けて、各種の国際的、宗教的人権機関の下で必要とされた統合定期報告書の、期限遅れの初版全てを準備するプロジェクトに取り掛かった。年末までに、幾つかの委員会での再検討の過程を経て全てのレポートが完成した。

政府は、ソマリ州がMSF及び他のNGOにアクセスすることは引き続き制限した(第1節g)。

政府は、NGOが連邦刑務所、警察署、及び政治囚にアクセスすることは拒否した。治安当局は地方の人間が虐待の申立てを調査しているNGO及び外国政府の職員と会うのを防ぐため、彼らを脅し、拘束することを続けた。

2009年5月、国営のエチオピアテレビは、外国監視団によりドキュメント化された人権虐待の事例に反駁するため、3部作のドキュメンタリーを放映した。外務省は、政府の通信所管事務所の一部であるエチオピア・ニュース・エイジェンシー(ENA)が実施した見せかけの“調査”を先導した。人権虐待の犠牲者及びその家族、近隣者、友人がENAからの質問に答えるのだが、ビデオを回され、武装した治安当局が付き添っていることがあった。これらの調査者に個人が虐待の物語を確認する証言は、最後のドキュメンタリーからは削除されていた。政府が立ち上げたエチオピア人権委員会は、国会が資金援助し国会の再審査を受けるものではあるが、人権の苦情について調査し、年間及び主題別のレポートを作成したが、その年、何のレポートも発表しなかった。オンブズマンは、執行力のある支部事務所が犯す管理的誤処理に関する苦情について苦情を受け、調査する権限をもっている。その事務所は、年間何百という苦情を受理

したが、主としてサービスの遅れ、不適切な制度決定、昇進又は降格、及び年金問題に集中していた。どの苦情が、調査され、取り組みがされたか不明である。

第6節 差別、社会の虐待、及び人身売買

憲法は、人種、国家、国籍、又は他の社会的出身、肌、性、言葉、宗教、政治的又はその他の意見、財産、出生、又は地位に基づく差別を受けることない平等の保護を全ての人に与えている。しかし、政府は、この権利を完全に促進または保護しなかった。

女性

憲法は、女性に男性と同じ権利及び保護を与えている。FGM（性器切除）、拉致、及びレイプなどの有害伝統慣行は、明確に批判されてはいるが、これらの法律の実施には一貫性がない。このことに対処するため、政府は、女性及び子供に対し申し立てられている人権違反について調査するため、EHRCの部分として、2005年に子供と女性のための国家委員会を設立した。

女性及び少女は、日常的に性に基づく暴力を受けていたが、文化的な受容、恥、恐怖、又は法的保護についての犠牲者の無知により、過小報告されてきた。エチオピアの伝統的慣行に関する国家委員会は、120の有害伝統慣行を確認した。最も盛んだった有害伝統慣行の一つ、性器切除は、広範囲だが、減少傾向にある。エチオピアの人口統計及び健康調査によると、2000年には性器切除が調査対象の全女性の80%に実施されていたが、2005年には74%に落ちていた。更に、性器切除を受ける若い女性の数は、急激に減少している。2005年では、35歳から39歳の女性の81%が性器切除を受けていたが、15歳から19歳の女性では62.1%であった。同じ調査は、ソマリ州で性器切除を受けた女性の5人に1人、アフール州の5人に3人は最も厳しい性器切除である鎖陰を経験していた。性に基づく暴力の文脈では、貧弱な記録、不十分な調査、及び女性及び子供を含むケースの特別な扱い方の欠如により、司法制度における重要な性ギャップが残っていた。

法律は、レイプを有罪とし、そのひどさにより5年から20年の罰金を科している。しかし、法律は配偶者レイプにははっきりと対応していない。政府は、一部では大幅な過小報告のため、完全な法律執行は行わなかった。アジスアベバの2006年次警察報告は、3.5百万の推定人口において736のレイプ事例を上げているが、本当の事例はもっと高いものであろう。訴追され、有罪とされ、又は罰せられた数の最新の統計は、手に入らない。EWLAは、2006年に558件のレイプが報告され、281件の加害者が罰せられたと報告している。更に、2005年、938件のレイプ事件が報告されたが、加害者が罰せられたのは103件にすぎない。二つのケースの加害者の懲役期間は不明である。

配偶者虐待を含む家庭内暴力は広範囲な社会問題である。2005年の人口統計及び健康調査（DHS）は、81%の女性が、夫が妻を打つ権利があると信じている。2005年の世界健康組織の研究では、SNNPRの2箇所の農村地域、メスカン及びマレコでは、71%の女性が、生涯にわたり親しいパートナーにより

肉体的又は性的、又はその両方を受けていることが分かっている。女性は、警察及び法廷に対処を求めたが、社会規範及び限られた設備が、多くの女性が法的救済を求めることを妨げた。特に、農村部ではそうであった。政府が、加害者を訴追するのも限られていた。家庭内暴力は、刑法上は違法である。加えられた損傷のひどさにより、処罰は少額の罰金から10年から15年の懲役に別れている。その年、政府は州所管省の下にある州警察にホットラインを設定し、家庭内暴力に対応する努力を拡大した。つまり、EWLAが設置したもう一つの家庭内暴力ホットラインは予算の制約から閉鎖されたためである。更に、警察官は、国内NGO及び女性問題省から家庭内暴力のトレーニングを受けることを求められた。EHRCには女性及び子供の権利の副長官が置かれている。

性的ハラスメントは、広く蔓延している。刑法は18箇月から24箇月の懲役を定めているが、ハラスメント関連の法律は実施されなかった。

法律は、少女と少年の法的婚姻を18歳と定めている。しかし、この法律は均等には実施されなかった。2005年DHSは、25歳から49歳の女性では、66%が18歳までに結婚し、79%が20歳までであった。女性の最初の結婚の平均年齢は、24歳から49歳では16.1歳であったが、アムハラでは14.2歳、アジスアベバでは21.9歳であった。若年結婚はわずかに減少しているものの、2005年及び2005年の研究では、その数に殆ど変化はない。

2004年、健康省は、画期的に健康へのアクセス、特に農村部でのアクセスを増加させる健康分野開発プログラムを実施した。健康促進プログラム（HEP）は少なくとも5,000人の人口を有する各地の健康ポストで、有給の健康促進ワーカーを支援するものである。健康ポストは、限られたサービスを提供するヘルスセンターに組み込んでいくものである。HEPは、改良された水及び衛生、家族計画、及び予防摂取へのアクセスを画期的に増加させた。そのことは、結果として健康の指標を改善した。例えば、2000年DHSによると、結婚女性の避妊の浸透率は8%であり、そのうちの6.3%は近代的方法を活用していた。これが、2005年には14.7%に増え、それも13.9%が近代的方法によるものであった。2009年DHSのラスト・テン・キロメートル・プロジェクト（最後の10kmプロジェクト）基準調査は、4箇所の最も人口の多い農業地域（国の人口の80%を数える）において32%の避妊浸透を報告していた。同様に、5歳以下の死亡率は、2000年の1,000人生産児あたり166件の死亡から、2005年1,000人生産児あたり123件に減少した（DHS）。幼児の死亡率は、1,000人の生産当たり97人から77人に減少した。母性死亡率は、2000年の871件から2005年の673件に減少した。

女性差別は人口の85%が住む農村部で最も深刻である。法律は、夫を家族の法的家長及び5歳以上の子供の単独の保護者と認識するなど、差別規制を含んでいる。裁判所は、一般的に家庭内暴力を、離婚の正当な理由とは見なしていなかった。コモンロー（英米法）の結婚については、法的認識は限定されている。婚姻が存続した期間、育てた子供の数、及び共通財産に無関係に、法律は、関係終了とともに、女性に3箇月の財政産的支援を保証するにとどめている。英米法の夫は、家族に財政的支援を提供する義務を科し

てはいない、その結果、女性と子供は、時として遺棄に直面する。２０００年に通過した家族法のように、正式な法律では進歩的な条項があるにもかかわらず、伝統的な法廷は、経済及び社会的関係においては、慣習的法律を適用している。

憲法によると、全ての土地は政府に属する。しかし、男性及び女性は、土地所有権を所有し、彼らは、子孫が農業に従事する限り、それを遺産として引き渡すことができるのである。土地を使用する者は州の法律により、彼らの土地の一部を貸すことはできるが、州により違いはある。アムハラ州では、最大限２５年間土地の１００％を貸してもよいが、ティグライ州及びSNNPR州では、土地の５０％までを最大限２０年間貸してもよい。オロミア州では賃貸の最大期間は１５年である。最近通過した連邦及び州の法律の全ては、女性が政府の土地にアクセス可能にした。相続法は、また女性が婚姻中に獲得した共通財産については引き継ぎを可能とした。年末においても、ガンベラ州及びベニシヤングル・グムズ州は地域土地政策を通過させなかった。

都会部では、女性は男性に比べ雇用の機会は少なかった。手に入れた仕事も平等の仕事に対し平等の給料を支給するものではなかった。有給雇用、信用取引、及び企業を所有し又は運営する機会に女性がアクセスすることは、彼らの低い教育やトレーニング、伝統的態度、及び情報への限定されたアクセスによってさらに限定されている。

MOE レポートは、女性の在学中及び卒業後のプログラム参加は、高等教育機関、トレーニング意識の拡大及び大学でのジェンダー事務所の設立により、２００４年～０５年の１４６件から２００８年～０９年の９０、９３９件に増加した。

子供

憲法は、子供に対する完全な権利を規定している。市民権は、その親に由来する。

政府の健康管理の向上、基本的教育、又は子供の保護に対し提供できる力は限られてはいるが、政府は、子供の社会的、健康及び法的問題に傾注する国内及び国際的 NGO による努力を支援している。施策としては、初等教育は、万国共通で、授業料無料、そして強制的ではあるが、国の若者を収容する十分な学校はない、特に農村部ではそうである。学校に行かせる経費は、多くの家族には高すぎ、しかも強制的な初等教育を実施するいかなる法律もないのである。

子供の虐待は、広く行われていた。以前の年とは違い、子供の虐待の事例を取り扱う手続きに関し警察官の訓練がなかった。訓練を補助してきた NGO は、CSO 法のため外国資金を失い、その活動を停止した。

アフリカ子供政策フォーラムが実施した２００９年研究は、加害者の性的暴力についての訴追は、法曹団体における法律の一貫しない解釈及び加害者の釈放の権利により、困難であることを明らかにした。この

ため、しばしば加害者が逃げ、又は犠牲者又は犠牲者の家族に告発を取り下げるよう強制する結果となった。

若い女性の社会的虐待も問題で有り続けた。有害伝統慣行（HTP）は、性器切除、早婚、拉致による結婚、及び食料や仕事の禁止を含んでいた。２００６年アフリカ子供政策フォーラムの回想調査は、調査された少女の６８．５％は性的虐待を受け、８４％は肉体的に虐待を受けていたことを示した。

エチオピアの少女及び女性の大半が、ある形の性器切除を経験していた。少女は、生後８日目に典型的な陰核切除（部分的な陰唇切除を伴うクリトリスの切除）を経験し、思春期の始まりと共に鎖陰（最も極端で危険な性器切除の形）に直面した。“子供を救え ノルウエー”によって資金提供された２００８年研究は、ある程度強い反性器切除キャンペーンにより、過去１０年に性器切除の事例が国で２４％減少との報告をした。刑法は、陰核切除の実施は、少なくとも３ヶ月の懲役又は少なくとも５００ブル（３０．５３米ドル）の罰金を受ける犯罪としている。同様に、性器の鎖陰は、５年から１０年の懲役で罰せられる。しかし、性器切除でこれまで如何なる刑事告発も行われたことはない。政府は、公立学校での教育及びより広範囲なマスメディア・キャンペーンにより性器切除の慣行を抑えようとした。

アフール州では、老人が若い少女と結婚し続けたが、この伝統的な慣行は、精密な調査及び批判に直面し続けた。ケンバツタ女性自助センターやティグレ女性協会のような地方の NGO は、またその地域における有害伝統慣行及び早婚に対する社会態度に影響を及ぼした。子供の結婚は特にアムハラ州及びティグライ州で問題である。この州では、少女は、法的最低婚姻年齢は１８歳であるにも拘わらず、通常７歳の早さで結婚させられた。アムハラ州及びティグライ州の州政府は、早婚に関連した問題について、若い女性を教育するプログラムを進めた。早婚を含み女性及び少女の虐待問題についての共同体における公の意識が高まったという幾つかの兆候が出ている。

拉致による婚姻は、政府の慣行に戦おうとする試みにも関わらず、アムハラ州、オロミア州、及び SNNPR 州を含む幾つかの州で続いてはいるが、公式的には違法である。強制的な性的関係から拉致による結婚に繋がり、しかも、女性はしばしば拉致の間に肉体的虐待を経験した。拉致は、家族、共同体、及び民族グループのなかでの争いにつながった。拉致による結婚の例では、もし犠牲者が実行犯との結婚に同意するのであれば、実行犯は刑罰に直面することはない。エチオピアの伝統的慣行に関する国家委員会の EGLDAM（Ethiopia Goji Limadawi Dirgitoch Aswogai Mahibar）は、６月過去１０年に全ての地域でこの慣行が顕著に減少したと報告した。全体的に、６０歳及びそれ以上の女性の２５％は、拉致による結婚を報告したが、３０歳以下の女では８％に過ぎなかった。

子供に対する商業的性的搾取は、年間を通して続いた、特に都会部ではそうであった。１１歳より若い少女は、売春宿で働くために集められたと言われているが、はしばしば性的な伝染病から免れていると信じる客から求められたのであった。少女は、またホテル、バー、観光地、及び農村部のトラック・ショップで売春婦として狩り出された。幾人かの少女は、家族から売春を強要されたことを示す報告がある。エチ

オピアでは、子供は、家庭サービス、商業的性的搾取、及び行商の強制労働及びその他の活動のために農村部から都会地域に売買された。報告によると、子供たちは、家庭内での役務に強制的又は束縛して働かせるため、オロミア及び SNNPR から他の地域に売買された。

労働社会問題省（MOLSA）報告によれば、約 15 万人の子供が路上で生活し、これらの子供の 6 万人が、首都で生活している。MOLSA は、その問題は、両親の病気及び不十分な家庭収入により、家族が子供を支えることができないことにより悪化していると述べている。これらの子供は、物乞いをし、時々ギャングの一員として、又は非公式部門で働いていた。政府及び私的運営の児童施設は、数多くのストリート・チルドレンを賄いきれず、年長の子供がしばしば小さな子供を虐待した。“世話人”は、時々物乞いで稼ぎを得るため子供を不具にし、また盲目にした。

ソマリ州の紛争に関連して、その年児童兵士の募集についての報告があった（第 1 節 g 参照）

中央統計局の報告によると、エチオピアには推定 5.4 百万人の孤児がいる。政府運営の児童施設は、超満員で、状態はしばしば不衛生であった。厳しい資源の制約から、病院及び児童施設は、しばしば見捨てられた幼児について見過ごし、また無視した。子供は、十分な健康管理を受けず、何人かの子供は、十分な医療配慮がないため死亡した。両親が、国際養子縁組のため幾つかの養子縁組機関から金員を受領し、子供を放棄し、幾つかの機関は、彼らの養親のため子供の年齢又は健康を隠したとする沢山の国際報道記事がある。政府のこれらの申し立てに対する調査は遅々としたものであった。

エチオピアは、1980 年ハーグ国際的な子の拉致の民事面に関する条約の締約国ではない。

反ユダヤ主義

ユダヤ人の社会は、約 2,000 人に上る。しかし、反ユダヤ主義行動のレポートはない。

人身売買

人身売買に関する情報は、www.state.gov/g/tip で国務省年次人身売買レポートを参照の事。

傷害者

憲法は、障害者に対し平等の権利を与えてはいない。しかし、二つの法律が、雇用及び建物にアクセスする権限において肉体的及び精神的障害者に対し差別を禁じている。

障害者の雇用の権利宣言は、2008 年に官報に掲載されたが、障害をもとにした雇用差別を禁じている。これは、また雇用者が、障害をもつ人に対し適切な仕事又は訓練の条件及び資料を与える責任があると述べている。法律は、特に障害を持つ女性へのさらなる負荷に付いて認識をしている。政府は、その法律の執行に限られた方策を採用している。例えば、政府は、難聴の市民サービス労働者には通訳を付けた。

エチオピア・ビルディング宣言は、2009年5月に官報に掲載されたが、肉体的障害者のために建物へのアクセスのしやすさ及びアクセス可能なトイレ施設を求める条文を含んでいる。加えて、家主は、障害者に1階のアパートを優先的に与えるように要求している。このことは、実際に尊重されている。

障害を持つ女性は、教育及び雇用において、男性より不利である。アジスアベバ大学の研究は、障害を持った女性学生は男性の仲間よりも負担の重い家事に晒されていることを示している。障害を持った少女の在籍率は、初等教育では少年の在籍率より低い、しかもこのギャップは高等教育では大きくなる。障害を持った少女は、体の丈夫な少女よりも肉体的及び性的虐待を受けやすい。

エチオピア障害者連合によると、障害者は約7百万人いる。エチオピアには、精神病院1箇所及び推定10人の精神医学者がいる。聴覚及び視覚障害者の学校、及び知的障害を持った子供及び若者のための訓練センターは、数箇所ある。9の州の内、5つで、義肢及び整形のセンターのネットワークがある。

2月に実施されたCSO法は、外国原資から財源の10%以上を受け取っている組織が、障害者の権利を促進することを禁じている。エチオピア国家盲人協会、エチオピア国家難聴者協会、及びエチオピア国家身体障害者協会のような幾つかの国内協会は、この法律によって悪影響を受けている。

国家/人種的/民族的少数者

80以上の民族的グループがあり、その内オロモが人口の40%を占め、最大である。連邦制度は、大きな民族的ラインに沿ってざっと境界を引いたが、州は、以前よりも彼らの問題に対しより大きなコントロールを持っている。大抵の政党は、主として民族的基盤を基にしている。

1月の下旬及び2月の初旬、ソマリ州のオガデン出身でアジスアベバにいる数名の学生が、逮捕されたと新聞報道が断言し、信頼すべき筋が確認した。刑事法廷で、政府は、エチオピアの政治的統合と領土を害し、ONFLの会員となり、ONFLのために資金を稼いだとしてモハメド・ムセ、アームド・ヌレ、アブディ・アリ、メルヤモ・モアリン・アブドゥ、ファイセル・アブディクアディル、及びシヤド・シェークを告発した。共同被告のモハメド・ムセ、アームド・ムレ、及びメルヤモ・モアリンは、有罪とされ、懲役11年を言い渡された。他の3名の被告は、無罪とされ、釈放された。

3月、新聞報道は、民族的オロモスは、政治的迫害及び組織的な虐待を恐れイエメンに逃れたと報じた。しかし、IOSは、イエメンから帰国する移住者の大部分は、オロミアからであると報じている。

2009年6月、SNNPRの少数民族グループ（50以上の民族グループから構成）は、政府が、自然の資源開発に抗議した土着の人々を黙らせるための方策を講じたことと苦情を申し立てた。SNNPR州国家司法局は、ライセンスを取消し、権限外での活動に従事しているとして、42の共同体をベースとする組織（CBOs）の活動を停止させた。申し立てられた違反には、科学肥料の使用に反対するよう共同体を動員し、類似の政府を打ち立て、有害な伝統的慣習、不透明な謝礼及び会計処理を促進し、協会が受け取っていると推察

される金員について感知できる開発プロジェクトが全く行われていない、及びキリスト教徒を刺激する伝統行事を実施しているなどを含んでいた。CBOの全ては、文化的及び環境維持の協会であった。協会は、申し立ての幾つかを否定し、首相事務所、オンブズマン、下院議員、及び州議会に訴えを提起した。この事例は、年末まで続いた。

政府及びONLF軍は、ソマリ州での人権虐待に責任がある（第1節。g参照）

続く民族的紛争事件には何の進展もなかった。つまり、18人の殺害及び26人の傷害を招いたホルテ・ケヤマ・ケベレ紛争、600人の死亡及び何千人もの立ち退きを招いたボレナ及びゲーリの民族的紛争、14人の殺害及び18人に深刻な傷害を招いたオロモ、アフア、及びアフゴバの紛争、及びゼウデウ・アバテの殺害である。

社会的虐待、差別、及び性的志向及び性同一障害に基づく暴力行為

同性愛は、刑法上は違法であり、懲役刑で罰せられる。強制を含む、又は未成年者（13歳から16歳）を含む同性愛の例は、3ヶ月から5年の懲役期間で罰せられる。13歳以下の子供が巻き込まれた場合、法律は、5年から25年の懲役を規定している。レスビアン、ゲイ、両性愛、及びトランスジェンダーの個人に対する暴力についての幾つかの報告がある。しかし、報告は、報復の恐れ、差別、又は汚名を着せられることが原因で限定されている。

アジスアベバの資料館は、ゲイの自認者及びレスビアンの訪問者の多数は、その75%が男性であるが、差別を避けるために行動を変える支援を求めていることを報告している。多くのゲイは、不安、混乱、自己認識の危機、落ち込み、自己追放、宗教的衝突、及び自殺未遂を報告している。

2008年、多くの宗教者が、同性愛に反対する決議を採択し、国会議員に憲法で同性愛者行動の禁止を担保するように促した。そのグループは、また政府がボルノの資料について配布を厳しくコントロールするよう働きかけた。年末時、その決議について何の行動も取られなかった。

他の社会的暴力又は差別

エイズに冒され生活する人に対する社会的汚名及び差別は、教育、雇用、及び共同体統合の分野で継続した。無数の事例報告があるにもかかわらず、この問題の規模に関しては何の統計もない。

第7節 労働者の権利

a. 結社の権利

法律は、殆どの労働者に組合を結成し、参加する権利を規定し、政府は実際に労働組合を認めている。しかし、法律は、管理的労働者、教師、及び公務員（裁判官、検察官、及び治安保護サービス労働者）が

組合を組織することは明確に排除している。組合メンバーの約3分の2は、エチオピア労働組合連合に加盟した組織に所属し、その連合も政府の影響下にある。その年、政府による労働組合に対する干渉はなかった。何故なら大きな労働組合は、政府設立の団体だからである。

組合を結成するには、最低10人の労働者が求められる。法律は、労働組合に登録の権利を認めているが、政府は登録の要件に合致しない労働組合の登録は拒絶することができる。その年、政府がこの権限を行使したとの報告はない。法律は、労働組合組織は過大に政治的に行動してはならないと定めている。約40万人の労働者が組合のメンバーである。

季節及びパートタイム農業労働者は労働組合を組織することはできない。補償金、手当、及び季節農業労働者の労働条件は、組織常用農業労働者のそれよりも大幅に低い。

2008年に通過した規則の下では、エチオピア歳入及び税関長官は、汚職の疑いのある政府労働者を解雇する唯一の権力を有している。法廷は、この告発の疑いが晴れた労働者を復帰させる力は無い。

2008年大臣審議会の規則に基づき、政府は、エチオピア国立銀行（中央銀行）の労働者協会に対し、銀行は非営利の政府機関であり、労働組合は解散すべきであると主張し、訴えた。2009年2月、高裁は、銀行の労働者の権利は法律で守られているため、協会を規則で解消することはできないと判定した。政府は、最高裁に上告したが、年末時、その事例は審理中である。

2008年、最高裁は、独立ETAは閉鎖し、その名称、財産、及び銀行資産は政府管理のETAに没収されるとの判決を下した。その決定は15年もの長い法的手続き及び控訴を要した。結果として、元のETAは全国教師協会としてMOJに登録を申請したが、登録は拒否された。組織の指導者は、その組織登録を拒否したとしてMOJを訴えたが、州の初審で敗訴した。彼らは、2009年6月州高裁に控訴し、CSAへの登録を再度訴えた。4月19日、高裁は、そのケースをCSAに託すると裁定した。その機関は、全国教師協会は、政府管理のETAであるならば余分なものであるとして、登録を拒否した。元のETA指導者は、その決定をCSA理事会に訴えることを計画し、理事会は8月業務を開始した。

憲法及び法律は、労働者の利益のためストライキをする権利を規定しているが、ストライキが法廷又は労働関係委員会に付託されている場合、ストライキの最低30日前に事前通告をするなど、ストライキの遂行を困難にさせる詳細な条項を含んでいる。法律は、虐げられた労働者がストライキの前に経営者と和解を試み、長期の紛争解決過程を含めるよう求めている。条項は、雇用者が労働者をロックアウトする権利にも等しく適用されている。ストライキの提起には、関連する3分の2の労働者が支持しなければならない。

事例が、まだ法廷又は労働関係委員会に付託されてないのであれば、経営者側及び労働社会問題省に少なくとも10日の通知を与え、和解の努力をする前提で、このいずれの選択枝にも訴えることなくストライキをする権利を保持している。

法律は、また基本的なサービスを提供する労働者によるストライキを禁じている。それには、航空機輸送及び都市のバスサービス労働者、電力供給者、ガソリンスタンド職員、病院及び薬局の職員、消防士、電気通信関係職員、及び都市清掃労働者が含まれる。

法律はストライキ参加者に対しての報復措置は禁じている、しかし労働者の指導者は、大抵の労働者は政府がこの保護を実施するかについて確信はないと述べている。労働関係職員は、高い失業率及び労働事例についての公聴会が大きく遅れることにより、何人かの労働者がストライキや他の労働行動に参加することを心配していると報告した。

ロト PLC の 14 人の労働者は、7 月 9 日に遅刻したため解雇された。他の 20 人の労働者は、7 月 30 日、14 人の同僚を支援してストライキに入り、会社は、労働組合が署名した協定を尊重しなかったと主張した。この 20 人の労働者もロト PLC によって解雇された。アジスアベバ市行政社会及び労働問題事務所及びエネルギー、化学及び鉱山業界全国連合 (NFERCMTU) は、両サイドに和解を試みたが、解雇した 14 人並びに 14 人に対し行動を取った結果ストライキに入った 20 人の労働者を復帰させることは拒否した。会社は、代わりに 20 人の新しい労働者を雇用し、34 人を元に戻すことはしなかった。8 月 4 日、会社は、喜んで補償はすると伝えたが、労働者は、仕事への復帰のためには交渉をしたいが、補償の交渉はしないということであった。年末時、NFERCMTU は、両サイドに調停と和解を試みたが、解雇された労働者は、彼らの意図は、もしロト PLC が仕事への復帰について交渉を拒否するのであれば、その件は法廷に持ち込むと述べた。

b. 組合を作り団体交渉をする権利

法律は、殆どの労働者に対し団体交渉の権利を認めている。実際、政府は市民がこの権利を自由に行使することを認めている。労働問題専門家は、団体交渉の協定は組織労働者の 90% 以上をカバーしていると推定している。代表者が工場レベルで賃金の交渉をし、正式な産業部門の労働組合が、労働規則の執行を求める努力をした。

法律は、雇用者による労働組合員及び組織者に対する反労働組合差別を禁じているが、労働組合は、しばしば労働組合活動家を解雇したと報告した。不法な解雇を申し立てる訴訟は、しばしば法廷の訴訟ケースの未処理により解決に多くの年月を要した。反労働組合差別で有罪とされた雇用者は、労働運動で解雇された労働者を復帰させることが求められたが、一般的に実行されなかった。

輸出加工区はない。

c. 強制または義務的労働

法律は、子供を含めた強制又は義務的労働を禁じているが、このような慣行は起こっている（第6節 6 及び d 参照）。

法廷は、強制労働を懲罰として命令することができた。加えて、大人も子供も、行商、物乞い、伝統的な機織り、又は農作業に付くよう強制された。借金による束縛の状況が、また伝統的機織り、陶器製造、家畜の世話、及び他の農作業で発生したが、大抵は、農村部でのことであった。

国務省人身売買年次レポート www.state.gov/g/tip. 参照

d. 児童労働の禁止及び雇用の最低年齢

児童労働を妨げる法律はあるが、政府は、実際はこういった法律の実施をせず、児童労働は、都市部及び農村部でも深刻な問題であった。法律では、賃金及び給与雇用の最低年齢は 14 歳であるが、雇用の最低年齢は事実上執行されなかった。特別条項が、危険又は深夜業の禁止を含め、年齢 14 歳から 18 歳の子供をカバーしていた。法律では、年齢 14 歳から 18 歳の子供は、1 日に 7 時間以上、午後 10 時から午前 6 時、国民の祝日又は安息日、又は超過勤務で働くことは認められなかった。法律は、危険作業は、工場での労働、可動のパーツがある機械を含む作業、又は子供の健康を危険にさらす仕事であると定義している。禁止された作業部門は、乗客輸送、発電プラント、地下労働、町の清掃作業、及び多くのその他部門を含んでいる。

中央統計局が 2001 年に実施した調査では、年齢が 5 歳から 14 歳の、約 58% の少年及び 42% の少女が働いていたと判明。その数字は、2006 年 UNHCR が実施した最悪の児童労働に関する調査で支持されている。働く子供の大多数は、農業部門（95%）で見つかり、続いてサービス業、工場、及びその他の部門であった。働く子供の数は、アムハラ、オロミア、SNNPR 及びティグライが他の地域に比べて高かった。その年、政府は、農業部門での子供問題と戦うため農作業の近代化並びに学校の建設において投資を増加させた。政府は、小学校年齢の子供に対し最初の学校入学について 94% と断言した。

MOLSA によると、多くの子供は、無償で家族のために働いた。農村部及び都会の両方で、子供はしばしば小さい時から働き始めた。MOLSA は、働く 5 人の内 2 人は、6 歳以下であったと報告している。農村部では、子供は、商業的及び家族の農地で農業に従事し、また家事を手伝った。農村部の子供は、特に少年の場合、家畜の世話、取るに足りない商売、耕作、収穫、及び草取りに従事し、一方他の子供、大抵は少女であるが、薪を集めたり、水を運んだりした。都会部では、多くの子供は、孤児を含めて、家事を手伝い、しばしば長時間のため定期的に学校に行くことができなかった。事例報告によると、都会部の子供は、また建設、工場、靴磨き、被服造り、運搬、タクシーへの顧客案内、取るに足りない商売、家畜の世話で働いていたとされる。社会福祉活動家及び市民組織員、事例証拠証言者でもある彼らによると、児童の強制労働は記録が殆どなく、しかも児童労働者は、しばしば雇い主の手で肉体的、性的、及び感情的虐待に直面したとされている。www.state.gov/g/tip で国務省人身売買年次レポートも参照。

ストリートチルドレンの人口の推定は、政府見積りは約10万人であるが、一定していない。MOLSAによると、アジスアベバだけでも、推定5万人から6万人のストリートチルドレンがいる。これらの子供の幾人かは、生きるため非公式の部門で働いている。

児童労働の問題は、女性問題省及び青年スポーツ省からの限られた支援を受けつつ、MOLSAが対処している。各省間の協力、情報共有、及び調整は、乏しかった。法廷は、子供の権利の執行に責任を持ち、刑事及び民事の罰則は子どもの権利に違反するケースに科される。国家の戦略が無い場合、子供の権利に関する違反の事例での調査及び処置は、最低限であった。

子供が労働目的のために利用されることから防ぐため、合同警察 NGO 子供犠牲者確認及び照会機構が首都で稼働した。子供の保護部隊（CPU）は、アジスアベバの各警察署の外で稼働したが、NGOのストリートチルドレンのためのフォーラムによって後援されていた。つまり、CPUは、救助活動をし、人身売買された子供の情報を集め、それが子供を家族の元に帰ることを容易にした。CPUは、2006年に240人の人身売買された子供をIOM及び地域のNGOにあずけたが、2007年は843人、2008年は761人、2009年は723人であった。CPUは、また救援した子供が家族の元で一刻も早く暮らせるようにデータの収集を行なった。年末、CPUは、子供の保護の活動を停止した。新CSO法が、ストリートチルドレンのためのフォーラムに子供の権利の分野での擁護活動を行うのを妨げたためである。以前、アジスアベバの国際的資金を受けたセンターは、人身売買の犠牲となった少女にシェルター、医療サービス、カウンセリング、家族との再同居支援を提供していた。他の国際NGOは、商業的性的利用の子供の犠牲者に、支援を提供していたが、それは一時保護のセンター、シェルター、教育サービス、技術訓練、ガイダンス、収入確保及び雇用活動の支援、及び家族との再同居のサービスであった。

e. 受け入れられる仕事の条件

エチオピアには国の最低賃金はない。しかし、幾つかの政府機関及び公共企業は、自らの最低賃金を定めている。公共分野の被雇用者は、最大の賃金労働者ではあるが、月額最小賃金として320ブル（20米ドル）を得ている。銀行及び保険部門の被雇用者は、336ブル（21米ドル）の最小月額賃金得ている。賃金及び他の報酬の調査事務所によると、これらの賃金は、労働者及び家族に見苦しくない生活水準を与えるものではない。結果として、大抵の賃金部門の家族は、少なくとも生きるためには2箇所の賃金収入が求められる。そのことで、子供は学校を早期に辞めてしまう。人口比率で僅かのみが、賃金労働雇用に関係し、それも都会部に集中している。幼い少女は、家庭の支援のために家事労働を探し求めて、しばしば湾岸諸州を移動し続け、しばしば搾取の犠牲となり、また人身売買される。これらの少女の多くは、非人間的な生活及び労働条件に晒され、何人かは命を落とす。こういった状況を防ぐため、MOLSAは、違法な雇用機関に合法的な組織として登録するよう勧めている。

労働法は、24時間休息期間付きの最大法定48時間の週労働時間、超過勤務に対する割増賃金、及び過剰な強制的超過勤務の禁止を規定している。政府は、法律執行のために殆ど何もしなかったが、実際は、

大抵の正規の部門での被雇用者は、39時間の週労働時間で働いていた。しかし、多くの外国人労働者、移住者、及び非正規部門の労働者は、週48時間以上働いていた。

政府、業界、及び労働組合は、職業的健康及び安全基準について交渉を行なった。しかし、MOLSA 監察部は、資源不足のため実際には、これらの基準を執行しなかった。詳細な、部門特定の健康及び安全ガイドラインの欠如が、また執行を妨げた。労働者は、その雇用を危険にさらすことなく危険な状況から自らを避ける権利を有していた。しかし、大抵の労働者は、そうすれば職を失うであろうことを恐れていた。